

第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. XII. NOVEMBER, 1900.

VOL. XIII.

明治廿一年五月刊

每月一回定期發行

# 監獄協會雜誌

明治三十三年

十二月十五日發行

第三拾卷

第二拾號

監獄協會發行

印刷所 東京市豊田區内幸町一丁目五番地 惠 堂

第拾三卷第拾貳號目次

口繪 (一頁)

●司法大臣金子男附官像 (一頁)

●會說 (一頁)

●論說 (五頁)

○清浦會頭の演説 (監獄茶話會に於て) (五頁)

○刑法の改正 (承前) (犯罪の種別) 富井政章

○仲小路司法参事官の演説 (監獄茶話會に於て) 岡田朝太郎

○ベルチヨシ氏個人識別法 (承前) 法學士 岡田朝太郎

○死刑廢止論 (前々號の續) 留岡幸助

○不定期刑を採用すべし 早崎香香

○監獄當局者としての吾人の心 印南亮吉

○實務演習 (第六回) (五四頁)

○於警察監獄學校 小河滋次郎講述 (五四頁)

○雜錄 (六四頁)

○司獄官吏に必要な要素 青三井久陽

○監獄改良と監獄統計の關係を論ず 三井久陽

○在監人行狀調査及賞懲規程中の改正に就て (七四頁)

○統計 (七四頁)

○明治三十三年九月末日全國在監人員表 (七七頁)

○出獄人保護及感化事業 (七七頁)

○定育兒教育學校及感化化學部報告書の要讀 (八一頁)

○英領薩州ビクトリア國千八百九十九年 (八一頁)

○通信 (八一頁)

○柏田新潟縣知事長岡監獄支署巡視狀況 長谷川喜一報

○群馬縣監獄四保護の一環 前橋盤井完成報

○勝分監獄茶話會記事 井元傳十郎報

○空知分監第七回茶話會 四六居十報

○雜報 (數拾件) (八五頁)

○時々のくさ (數件) (八九頁)

第拾三卷第拾壹號目次

口繪 (一頁)

●司法大臣金子男附官像 (一頁)

●會說 (三頁)

●論說 (三頁)

○清浦法相を送り金子法相を迎ふ (三頁)

○清浦會頭の演説 (監獄茶話會に於て) (三頁)

○刑法の改正 (承前) (犯罪の種別) 富井政章

○仲小路司法参事官の演説 (監獄茶話會に於て) 岡田朝太郎

○ベルチヨシ氏個人識別法 (承前) 法學士 岡田朝太郎

○海外通信 (五二頁)

○クローチ氏より清浦會頭への書翰 (五三頁)

○出獄人保護及感化事業 (五三頁)

○秋山縣監獄保護事業の概況 (五四頁)

○統計 (五四頁)

○明治三十三年八月末全國在監人員表 (五四頁)

○雜錄 (五八頁)

○國庫支辨施行に付世の妄想到を告ぐ 把愛生

○刑事被告人の滯獄に就て 普美生

○看守定員の不公平に就て 連藤正直

○監獄統計小票記入方 (六九頁)

○時々のくさ (數拾件) (七三頁)

○九州聯合監獄茶話會の概況 ●十勝分監内獄事研究會の狀況 ●徳島縣國庫及辨賣廳に就ての狀況外一件 ●滋賀縣監獄聯合式 ●愛知縣・亡囚追吊會 (七五頁)

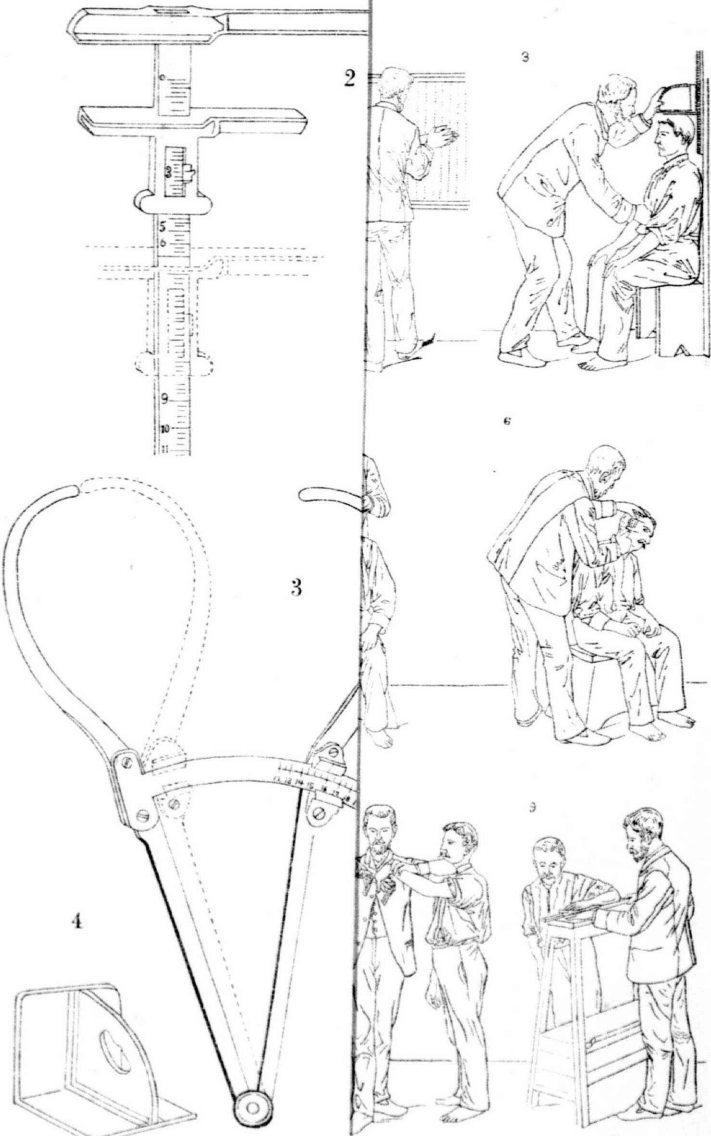
○批評 (七五頁)

○犯罪者の教育 藤松生

○監獄改良 藤松生

○雜報 (數拾件) (七六頁)

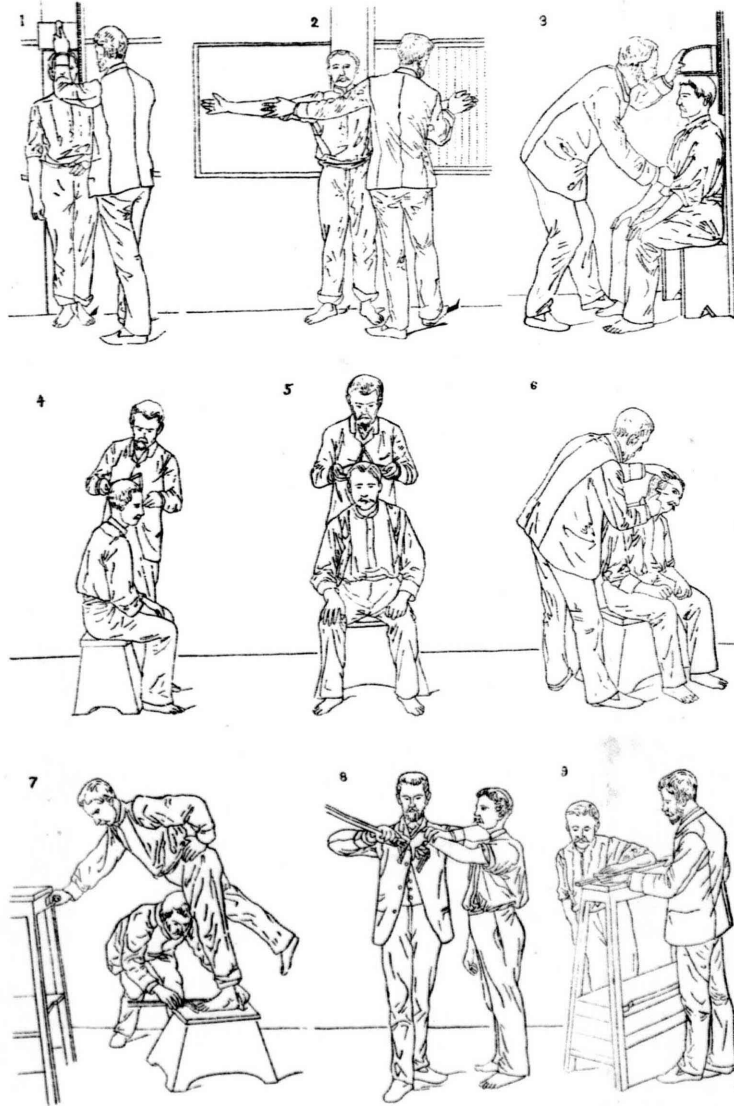
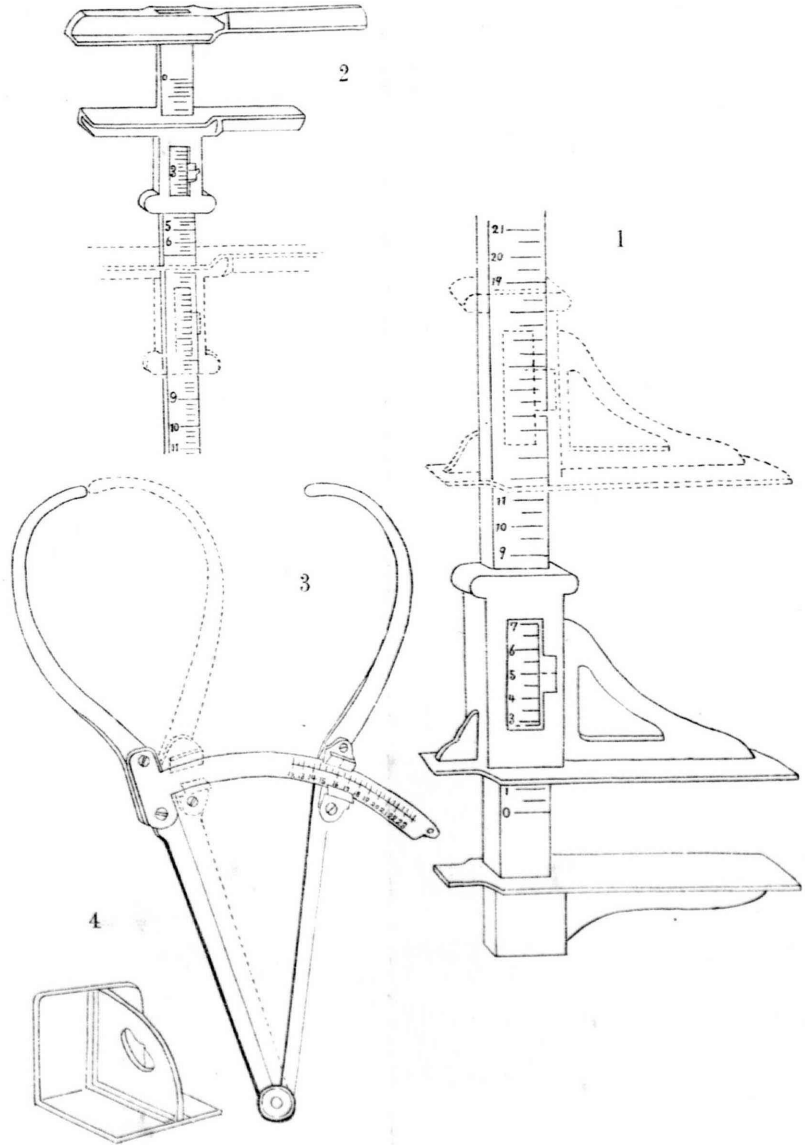
○寄書 (數件) (八三頁)





# 解圖法度測式氏ンヨチルベ

書藏君郎太朝田岡士學法



統計 (七四頁)  
 出獄人保護及感化事業 (七七頁)  
 意育院教育學校及感化學校部報告書の要領 (八一頁)  
 英領廣州ビクトリア園千八百九十九年 (八一頁)  
 通 信  
 前橋盤井宗成報 (八五頁)  
 群島縣後因保護の一斑 (八五頁)  
 空知分監第七回茶話會 (八五頁)  
 雜報 (對拾件) (八九頁)  
 時々のくさくさ (數件)  
 監獄統計小要記八方 (數拾件)  
 九州聯合監獄茶話會の概況 (十勝分監内獄事研究會の狀況外一件) (七三頁)  
 德島縣國庫及辨實廳に就ての狀況外一件 (滋賀縣監獄實務式) (愛知縣の亡囚退治會) (七五頁)  
 批 評  
 地單者の教育 (七六頁)  
 監獄改良 (七六頁)  
 雜報 (對拾件) (七六頁)  
 寄書 (數件) (七六頁)  
 會 報 (數件) (七六頁)  
 同 孤 (七五頁)  
 松 生 (七三頁)  
 上 (七三頁)  
 六九頁  
 七三頁  
 七五頁  
 七六頁  
 七八頁  
 八三頁  
 八九頁

# 監獄協會雜誌第十三卷第十二號

(明治三十三年  
十二月十五日發行)

會

說

## ○歲晚終刊の辭

庚子の歲云に暮れなむとす、落花流水、今復た逝て還らず、年々歲々、歲暮の感相同じく過去の功程を顧み來て自から慚愧たらざるを得ずと雖も、而かも本年は監獄史上忘る可からざる紀念を興へられたるを追想せば、吾人豈之れに向て感謝せざるを得むや

多年吾人の懐抱せる監獄費、國庫支辨は既に事實と爲りて目前に現はれ來りしが如きは吾人の忘るゝ能はざる一大紀念なりとす、然りと雖も國庫支辨は僅かに前途に横はれる幾多の監獄改良事項の一手段のみ斯の如き費額問題は素と吾人の究竟する所の目的に非ざるを以て其の費途の何れよりするが如きは吾人の敢て深く問ふを要せざるなり、唯夫れ事の順序として治獄の事項一切費用に關係を有するを以て先づ獄務改良の第一着手として茲に出でたるのみ、此の宿望の達せられたる以上は

說

會

(一)

吾人は尙ほ進んで直接に監獄諸般の改良問題に着手せざる可からざるや論を俟たず  
 感化法の發布も亦慥かに吾人に一大紀念を與へたるものにして、恰も文明の曙光を  
 放て光彩陸離たるの状況なくんばあらず、然りと雖も唯憾む明年に於て之が實行を  
 見ること殆んど絶無なるを、是れ未だ普く社會人士の着眼に上らざる結果に出でた  
 るに外ならず、文明の進運は早晚此法律の下に感化院の設立を見るに至るべきや疑  
 を容れず

此の如く本年は比較的監獄行政の大問題に就て効を奏するものありと雖も、今に至  
 て之を顧み來れば費額の變更に伴ひ匆忙醜態の間に一年を経過したるの想あり、其  
 他監獄監督の問題としては、監獄局を内務省より分離して司法省に隸屬せしめたる  
 の外未だ何等の決する所あるを見ず、唯監獄建築の事項漸く其の緒に就かむとする  
 の状を呈するのみ、監獄改良問題は將來に於ては今日の如く遅々たるべきに非ざる  
 なり又此の如く遅々たるを容るべきに非ず、必ずや早晚幾多の躊躇せる潛勢力は  
 發して春風万葉の櫻となるの機會あるべきは吾人の今より信じて疑はざる所なり  
 夫れ唯此の機會を作る者は同人の一致協和如何に存するのみ

聞説く刑法改正案は當期議會に提出せらるべしと、之と密接の關係を有すべき行刑  
 機關を規律する所の監獄法は果して如何、今日杳として當局者間に其聲を聞くなき  
 は寧ろ吾人の怪愕せざる可からざる點なりや、現行監獄則固より幾多の缺點ある  
 は曾て當局者間の認むる所、然るに今日まで其改正を躊躇するに至りしは刑法の改  
 正と相待て之を行ふの至便なるに如かさればなり、既に刑法改正の聲司法部内に喧  
 しき今日あるに當り獨り之が實體たるべき監獄法に就て何等の聲を聞くなきは吾  
 人の甚だ遺憾とする所とす、思ふに政府に於ても亦刑法改正と相前後して此舉に出  
 づべきは吾人の信ずる所なるも政府をして此舉に出してしむるの已むなきに至らし  
 むるは亦吾人の責任と謂ふべきなり

監獄の廢止分合も亦明年に於て研究推敲を経て着々一定の方針を策立せざる可か  
 らざるべし、其他監獄官吏の教養法若くは監獄衛生問題、不良少年問題等急に改良施  
 爲すべき問題を數へ來らば僕を更ゆるも尙遑あらざるなり

竊て本年間に於ける欧州の獄制を顧みるに萬國監獄會議は本年八月を以て白耳義  
 國に開かれ知名の刑法學者並に監獄學者實務家等相參列し幾多の刑法監獄問題に  
 就て協商を遂ぐる所ありて我邦に於ても之が爲めに特に委員二名を派せられたり

獨り萬國的若くは一國の會議に依りて之を討究するのみならず、また熱心に之が實行を努め獄制の進運は益々觀るべきの現象を呈するに至り、殊に近年獨英米佛等に在ては不良少年問題に其範圍を擴張するの傾向あり、獨乙も亦本年に及んで我邦と同じく感化法の發布を見るに至りたるが如きは蓋し楮餘の事項なるべきのみ將に來らむとする明年は、我邦に在ては、内獄制の釐革を要すべく、外列國と共に進んで不良少年問題免囚保護問題等の講究を要すべく、極めて多忙繁劇に此等幾多の至難なる問題を解決せざる可からざるの位置に立てり、既に此革新の時期に際する我同人諸子は一層其の責任の重大なるを想は、益々心身を健全に保持し以て他日大に參贊獻替する所なかる可からず、今や正に三十三の歳を送らむとするに臨み、多少の感慨を録して歲晚終刊の辭と爲す、明春復び怡々たる破顔の下梅香芬々たる邊に相見へむ、玆に謹みて會員諸子の健在越年を祈る

## 論

## 說

## ○清浦會頭獄制意見 (前々號の續)

清浦前法相今や正に印綬を解て閑散の地に在り、公職漸く閑ならんとするに従ひ私職將に忙、一個の社會事業としての監獄に對する方寸籌畫着々成算の定まるあつて協會役員を忙殺せしむ、吾人會員たるもの豈多祝せずして可ならんや、茲に掲ぐる所のもの固より閣下の一咳唾に過ぎざるのみ問者必ずしも秩序井然順を追て疑問を呈するに非ず唯胸中湧出し來る所のものを捕捉するに過ぎず、而して閣下の之に答ふる慇懃鄭重諄々として誨へて倦まず言外餘韻の在るあつて自から人耳を聳動せしむるものあり、惜むらくは筆之に伴はず僅かに記憶の一端を掲ぐるに止まり却て閣下の意衷を傷くるものあるを讀者希くは其罪を恕し文字外自から精神の存する所を自覺せられんことを請ふ

問 上等司獄官吏養成の方法は警察監獄學校を以て今日之に充て來れり然れども



該學校は或は永久に存在するものにも非ざるべく該學校閉鎖後之に對するの高見及看守教養に對するの高見如何

答 行政の樞機は之を活動する其人を待て始めて妙用を極む况んや囚徒の心性陶冶の任に膺れる監獄當局者に於てちや身は多衆の儀表と爲り高尚なる品性徳操を有し嚴然たる紀律の中自から温和なる餘地を存し抑すべき友情の中凛として犯す可からざる威風の備はるあつて始めて悪奸無頼の徒を矯正感化すべきなり當局者其の人を得るの必要なるは如何なる事業に於ても悉く然りと雖も殊に治獄者に在ては一層其の適切なるを認む如何に監獄の建築は堅牢完整を告ぐと雖も而かも之を統御するの人にして不適任ならんか何等の効果を見る能はざるなり若し夫れ其の人を得るとせば監獄構造の敗類は優に其人の伎倆を待て之を補ふに足るべく多少不完備の法も亦之を補正して運用の妙を得るに至るべく良匠は必ずしも其器具の精鋭なるを撰はず要は其人の如何に在て存す茲に於てか政府は曾て監獄官練習所なるものを起したるも不幸獨逸人教師の死去に際し一時閉鎖するの止む可からざるに至り爾來財政上の點等よりして遽かに開設するに至らず越へて數年後始めて昨年に至り再び警察監獄學校を起し専ら人物養成の

點に於て努めざるはなし然りと雖も法政の學は固より此等の學校に於て學はしむべく又普通の法理觀念を注入せしむること必要なりと雖も遇囚の術事務の練熟に至つては之を他に求めざる可からざるなり故に將來は此等の人物を養成するの一策として或は模範監獄を指定し茲に事務に練熟したる者を集め書記看守長若くは看守を養成し以て漸次各地監獄に派遣赴任せしむること恰も歐洲諸國の如く爲すは最も適切の養成方法ならん歟彼の警察監獄學校に於て普通の學理を注入せられたる腦髓は事の順序として運用鍛練を要すへきは理の當さに然るへき所若し夫れ不幸にして將來該學校の閉鎖せらるゝに會せば之に代はるへき監獄吏員の養成法は必ず此方針に出でざる可からざるへし

上等司獄官吏の養成固より必要なりと雖も囚人に直接すへき看守の養成に至つては尙一層其の必要を感じるものゝ如し從來各監獄に於て看守教習所なるものを設け専ら之か教養に就て敢て怠たる所なしと雖も私見に依れば尙一層完全適實に之か教養を行はんことを望まざるを得ず之が養成法に就ては前述したるが如く模範監獄に依て實務の訓練を爲さしむること或は至當ならんかどの考案なきにしも非ず之に就ては専ら主務局をして調査せしめつゝあるも要するに各監

獄に於ても從來よりは層一層之に重きを置き成るべく實務上の經驗を積ましむるに至らんことを望む

問 被告人處遇の現況に於て閣下の高見如何

答 被告人處遇の點は典獄諸君の盡力に依り近來大に其面目を改むるに至れりと雖も尙未だ十全完備の域に至らざるものあるを憾とす曾て我邦に於ては囚人と被告人との處遇上に就き何等の畛域を設けず之を極言すれば其實拘置監に在る所の被告人は純然たる無定役の刑を科せられたるが如き觀ありしが當局者に於て注意を施こしたるの結果近來漸くにして此弊を脱するに至れりと雖も而かも亦之を歐洲近來の被告人待遇の方法に比するに尙未だ峻嚴に過ぎたるやの傾向なきに非ず殊に紀律の整然たること舊態の如く一見嘉すべきものあるが如しと雖も監獄に於て之を遇する方法被告人の社會に於ける身分の狀況如何を顧みざる如きは予の大に遺憾とする所なり地方名望の士時あつてか一朝不幸にして縲紲の辱を受け兜夫馬丁の徒と同一の待遇を受けしむるが如きは是れ豈一種の刑を科するものに非ずして何ぞや况んや拘束の趣旨單に逃逸證據の濯滅を防ぐの必要あるが爲めなるに於てねや若し予をして一步進めて之を論せしむれば尙

一層保釋責付の制をして寛大ならしめ成るべく被告人を監獄に拘禁せしめざるの方針を採るを要すべく將來人權の發達に伴ひ必ず又茲に出でざる可からざるを確信す然りと雖も既に監獄に拘束したる以上は其待遇法は極めて寛容なるを要すべく個人的待遇は獨り囚人に在て必要なるのみならず被告人に在ては尙一層緊切なるを認む如何に拘束牽制を受くるも被告人の社會地位に存する名譽敬禮を失はしむるか如きは策の宜きを得たるものに非ず監獄内に在ても此種の者に對しては努めて相當の榮譽と自由とを享有せしむると同時に習慣犯者の如きは一層の注意を加へ多少の掣肘を施す所なかる可からず固より何人と雖も監獄の紀律を紊亂せしむるか如き行爲ある可からざるは勿論なりと雖も要するに寛容なる紀律の下に擴大なる自由を享けしむること亦必要なりと信ず然れども茲に當局者の最も注意せざる可からざる事項は之が爲めに著しく全般の監獄紀律を紊亂せしめざるに在り習慣犯者浮浪の兇漢に在ては特に戒護をして嚴正ならしめ罪惡の傳播教習を防遏し一層慎重なる注意を加ゆるの必要あるは勿論なりとす唯夫れ被告人の個人的關係に依り一面之に相當すへき榮譽を保持せしむると同時に一方に對しては同罪質の者の群居を避けしめ以て罪惡の傳播を防

き紀律の確保を勵行せしむべきのみ此點に就て尙當局者の留意せられんことを望む

問 未丁年者處遇の現況に對する閣下の高見如何

答 罪囚處遇の上に就ては近時歐洲諸國に於て専ら力を未丁年者に注ぐの傾向あるを認むはれ全く習慣犯者の増加を防遏するの趣旨に出てさるはなし獨逸佛蘭西以太利等皆監獄罪囚の最大多數は習慣犯者を以て充つるの情況あり英國に於ても亦比較的此點に向て留意するものゝ如しと雖も尙倫敦府を除くの外監獄に於て罪囚百に對し習慣犯者は六拾乃至八拾の割合を以て充溢集せり而して此等の習慣犯者發生の起因は未丁年時代に於て早く既に不良罪惡の間に感染生育を遂げたるものにして壯者と爲つて遽かに習慣犯者と爲りたるものゝ如きは甚だ稀に見る所なり茲を以て力を専ら未丁年者の感化教育に注ぎ幼時の最も矯正し易き時に際し之か矯正を計るは則ち是れ習慣犯者防遏の最良手段なりとす我邦に於ても將來感化法の施行に伴ひ漸次其方法制度の完成に趨くべきは勿論なりと雖も而かも亦未丁年者の犯罪に對しては監獄に於て十分の力を盡くし之か防遏の策を講せざる可からず其の方法としては治獄の局に當る者一層深く未丁

年者の犯罪に陥りたる原因を探求し之に應じては相當の慰撫訓誡を垂ることあるべく或は時あつてか脅嚇畏怖の念を起さしむるを要すべく刑罰の以て懼るべく罪惡の再ひ爲す可からざる所以を指示し感化的教育を盛んならしめ一面職業に勤勉なるの風習を涵養し殊に放免後に在ても亦最も深き注意を以て再ひ不良なる社會的事情の下に置かしめざるに在り故に現行の如く年の老幼を問はず共に同一の監獄に收容するか如きは制度の宜きを得たるものに非ず別に未丁年監を創設し以て全然丁年者と殊遇を施すの策に出でざる可からざるは言を俟たず然れども此等の方策は別問題として今日未丁年者處遇の狀況を見るに殆んど丁年者と擇ぶ所なく唯僅かに十六歳未滿の者に對して形式的教育を授くるに過ぎざるのみ其他に至ては丁年者と同一の業務に服し同一の教誨席に列し毫も殊遇の跡あるを見ず固より丁年者と雖も之か感化矯正を必要とせずと謂ふに非ずと雖も殊に未丁年者に在て一層留意したらんには矯正の効を奏し易く且習慣犯者の防遏上極めて必要なるを以て當局者の方寸に依り丁年者と同視せず苟も以て感化上必要なる手段ありとすれば便宜之が措置を採るに至らんことを望む



## ○刑法の改正 (承前)

法學博士 富井政章君口述

## 犯罪の不成立及びひ刑の減免

犯罪の不成立及びひ刑の減免に關する規定は學理上及び實際上最も緊要なる事項なり現行法には漠然たる不諭罪なる語を用ひて犯罪の成立せざる場合とたゞ刑を免除する場合とを混同したり意ふに修正案に在ては此點に關し先づ法律上の用語を改め犯罪の不成立と單純なる刑の減免とを明かに區別することゝなるへし

現行刑法は正當防衛を以て殺傷に關する不諭罪としたれども防衛の行爲は決して殺傷に限るべきにあらす或は加害者を監禁し或は其携帶せる兇器を毀壞する等一として防衛の行爲とならざるはなし又侵害せらるゝ權利を身体生命に限り財産に關しては種々の制限を設け果して純然たる防衛權を認めたるものなるやを疑はしむ(第三百十四條及第三百十五條修正案に於ては必ず是等の缺點を改正し廣く自他の權利を防衛する爲めの行爲を正當防衛とし名譽財産共に之を防衛するの權利あるとを明かにすへし又防衛の方法は殺傷に限らず正當防衛の規定を總則中犯罪の

不成立と題する章に置くことゝなるべし是れ近來の學說及立法例に従ふものにして固より其當を得たるものと云ふべし  
精神障礙に原因する無意識の行爲を罰せざることば現行法に同じきもたゞ情狀により監置の處分を命ずることを得るものとすへし現行法に此の規定なきは一の缺點にして精神病者の危害を豫防すること能はず修正案に於ては精神耗弱者の行爲に至る迄當然其の刑を減輕するものとしたる如し是れ果して其の當を得たるものなるや聊か疑なきを得ざるなり

現行法には瘖啞者の行爲は常に之を罰せずとも今日に在つては瘖啞者を教育する方法日々に備はり普通の知識を有せしむるの便なしとせず瘖啞者なればとて決して犯罪の責任を辨知せざるに限らず故に修正案に於ては此の點にも改正を加へ瘖啞者の行爲は其の精神の情況如何により或は之を罰せず或は其の刑を減輕するとを得るものとすへし

茲に一の著大なる改正として見るべきものは幼年者の責任年齢を高くせるとなり現行法には十二歳に滿たざる者の行爲は之を罰せずとしたるか修正案には多分之を改めて十四年とすへし近時歐洲の學說は幼年者の責任年齢を高くするに傾ける

ことは疑なき事實なりとす其の理由は蓋し幼年者の智能は從來一般に解せし如く急速に發達するものにあらす且幼年者は之を罰するも其利益甚だ甚く却て再犯を誘導するの結果を生ずること多し寧ろ刑罰以外に之を懲治する方法を設備するに如かずといふにあり是固より有力なる説たること論を俟たす意ふに此問題は氣候風俗等により各國其の趣を異にする所なきを得す責任年齢を滿十二年以上に定めたる立法例は今日未だ殆んど見ざる所たり現に我國と大に氣候を異にせざる伊太利新刑法の如きは之を九年に定めたり後に述ふる如く彼の刑の執行猶豫なる制度に幼年者に對して最も好結果を生ずべきものたるを信す今や此制度を設くるに拘らず比較上發育の早き我國の如きに於て滿十四歳に至る迄犯罪御免の鑑札を與へて世間を横行することを得るものとすは立法上果して得策なるべきや深く攻究すべき問題たるへし固より幼年者には必要なきに永久刑罰の汚辱を蒙らしむるは望まじきこととあらす修正案に於ても必ず相當の期間懲治の處分を命ずるとを得るものとすべし是れ最も適切なる規定にして此の懲戒の方法にして幸に完全に行はるゝことを得ば右責任年齢に關する改正は必ずしも之を非難すべきに非らざるなり

(未完)

## ○仲小路司法省參事官演說 (前號の續)

(於監獄茶話會)

其次に「全部は部分よりも大なり」と云ふ表題を掲げて是は歐洲大陸諸邦の事を頌りに書いて居る同じ事になりますから詳細の事は省きますが其内一寸面白く感じまするのは白耳義の状態でこう云ふ事を書いて居る

白耳義に旅行せられたる人は必ず感ぜらるゝならん……………彼の白耳義の都府なる「アラツセル」實に其麗しき都會に於て而も其最も高き部分に於て彼の有名なるペーベルの塔よりも寧ろ高大なる建築非常なる金力と非常なる人巧とを以て築き建たる建築物は果して何物なるか是れぞ「バレイヅィヂヤスチス」即ち裁判所にあらざやそれより程遠からぬ場所に於て茲に又一個巍然たる建物而かも其最も整備を極めたる建築物あり是ぞ即ち彼の有名なる白耳義の監獄にあらすや、白耳義國は如斯裁判所と監獄とに對しては實に非常なる力を用ゐたり非常なる金力を費せり然れども裁判所と監獄なるものは是れ實に犯罪者に對する審判監禁を司る所にして即ち社會の部分に屬する犯罪者の處分に外ならず伯耳義國は如斯社會の一部分たる犯罪者の處分に付ては如斯裁判所を壯麗にし監獄を整備せると同時に社

會全体に對しても是れと等しく整備整頓しつゝあるか、アラワセルに於ける浮浪民は如何、乞丐は如何、賣淫婦は如何、アルコホルの賣高は如何、其人口に比して非常に超過したる高に達し居るに非ずや、予は實に疑へり、伯耳義國は社會の一部たる個人の犯罪に對しては如斯注意せるに拘はらず、寧ろ全部たる社會全体に對して毫も用意のある所を見ず、部分は果して全部よりも大なるか、全部は寧ろ部分よりも大なるべし云々

右様の議論を述へて居るのでありまして、如何に裁判所を立派にし、監獄を立派にするだけでも社會全体がさう云ふ風で在つては何等の利益も見ないと云ふので種々大陸諸邦の状態を述べて居るのであります

以上は實際より觀察して其弊害を擧げたものであります、茲に今一ツ私が持つて來ましたものがあります、是れは英國の法律雜誌に載つて居るものであり、升て之れは又専ら理論の上より觀察した議論であり、升千八百九十九年即ち昨年来國、パフアローに於て萬國公法會の席上で英國より派遣せられたる委員、オノレーアル、ヂヤステス、ケンネディ氏が犯罪に對する國家の刑罰即ち國家の科する刑罰なるものはどう云ふものであるか如何なる性質のものであるかと云ふ事を論じたものであ

りまして、其要領は又大に参考にならうと存します

毫も道義を破らず、單に取締の必要より來るもの、即彼の公衆衛生若くは公道の取締等に關するもの等に付ては單に制法を破りたる點のみに付て刑を科するものなれば左程の困難もなし、左りなから或犯罪の如く行爲自身か不徳不義にして大に社會を害するものに至ては犯罪なるものは大に人世羞辱の甚たしきものなることを見はし、以て健全なる社會の鞏固なる公衆の觀念を惹き起さしめ、以て之を警醒するの要あり

固より道徳上の害悪と法律上の惡とは同一にあらす、左れど大体に於ては無論一致する所あり、法律上の責任なるものは其基礎は之を道徳上の害悪に有するものなることは明らかなり、人は善惡正邪を分別するの能力爲すと爲さるるを撰ぶへき自由を有するものなることを基礎とし之を以て責任の土臺となし、以て法律上の刑を科せり、是れ一般に行はれつゝある立法例たり

即其結果として幼年者若くは心神喪失者を免責者たらしめたり

然るに近來新學說として唱へらるる「クリミナルアンソロポロジー」所謂骨相を基礎としての説なる者の説に因れば、犯罪者は先天的に犯罪者たり、彼れが有する身



体の關係はメカニズムに犯罪をなさざるへからざるか如く餘義なくせられたり

之れも亦學說としては確に眞實を顯はし所説の貫くものあらん左れど斯る説は  
現ても實行せらるべきものにあらす予は思ふ斯る説を實行すれば社會は現ても  
安全ならむと

此事柄に付予は予の友人にして刑事犯罪者の頭腦の關係に付種々の攻究をなし  
偉大なる功績を有せし友人より遠く予に其所説を示したるものあり

其容に曰く「習慣性犯罪者の頭腦の組織に付或る種類の傾向を有するものなる  
ことは「プロフェツナルベチダイクト」か一定の説を有するとを知了せられ居る  
ことは疑もなき事實なるへし即其所説は習慣性犯罪者の腦の組織は之を常人  
に比し一種の畸形を有し完全なる働きをなす能はず且つ彼れか諸種の考究と  
解剖の結果に依れば犯罪者の腦組織は一種甚はた發達せざる極めて下等なる  
即往々劣等なる「マンモール」に於て見出す所にして現時常人に於て餘り多く見  
受さる下等なる腦組織を有するものなることを發見したる旨を主張せり  
左れど氏か所説は種々の批評を受け質問を受くるに至り就中米國の「プロフェ

ツナルド・ノルドソン」或は「バルマー」ノ「プロフェツナル、ルイ・チニ」等は最も腦  
組織に付て美妙なる考究を遂けたる人なるか是等の諸氏は大に「ベチダイクト」  
氏の所説に對し批評的質問を試むるに至りたり

予私に思へらく或る習慣性犯罪者の頭腦は之を常人に比し一種の欠損を有す  
るものなることは認め得へし左れど習慣性犯罪者の頭腦は之を常人に比し或  
る一定の畸形を有するものなりとは認め難し况んや或る犯罪に對しては或一  
定の徴候若くは形狀を有せりとの事の如きは到底之を認め得らるべきものに  
あらす

予は予自身斯く信せり習慣性犯罪者か或る種類の腦組織を有せりと云ふか如  
きは唯だ多數の事例を集めて其結果を大体より觀察したるに止まり決して或  
る者に對し或る特別の腦組織を有せりとの必要的關係より生したるものに  
あらす云々

又「ニューヨーク」の「ドクター、オースチン、プリント」氏か紐育法醫學會々頭としてな  
したる演説の如きも其「ロンプロッソー」主義の學説を批評したる點に於ては確かに  
「ロンプロッソー」派の學説に係る根據を打破したるものなることを信せり云々

國家が刑を科する本主義は果して如何なるものなるか其復仇にあらざることば明らかなり是れ實に古代の遺物たるに外らず決して採用すべき所にあらざ果して然らば刑罰の本主義は犯罪者の教誨なるか犯罪者の悔悟を求むるに在るか犯罪の防壁即一方に於ては嚴に犯罪者を警しめ之れに習はんとするものに對しては同一の行爲をなすものあらは同一の苦痛を受けざるべからずとの念より之を避けんとするの觀念を起さしめんとするに在るか

改善主義は比較的近來發達したるものにして其發達の原因は近世に至て頗に發達したる博愛主義と一方に於ては教育は確かに人類をして高尚ならしめ純潔ならしめ勤勉の力をして強大ならしむるものなりとの觀念は大に一般人士の信用を招くに至りたるより此二者は混して大に此主義を助長せしむるに至りたり改善主義若くは犯罪豫防主義が刑の目的又は刑の執行に於て其主義を包含すべきものなる事は問題の外にして何人も之を否認するものにあらずされど刑罰に關する「ルートアイデヤ」ガ「ハリソングソリシナル」即其根底の觀念主要なる目的は蓋し單に改善若くは感化に止まるものにあらず  
是れ實に Fitness of suffering to sin 罪惡と痛苦との相對匹敵即ち邪惡の行爲と痛

## 論

## 説

苦との間に於ける一の關係なる可し曾て「エドワードフライ」氏が刑罰の不均一と題する書中に於て言へりしが如く事物自然の結果として必ずや此關係なからざる可からず邪惡即ち罪惡の行爲に付ては茲に苦痛を伴ひ正當にして善良なる行爲に付ては幸福の關係なかる可からず尙此他に於て社會は又社會自身防衛の必要より刑を科する場合あらん是皆刑罰の本義たるに外ならず  
刑は可成輕からざるべからず無用の苦痛は科すべきものにあらず然れ共又自ら限度あり苟も國家の科する刑罰は非行者自身若くは之れに習はんとするものに對し毫も警戒の効果を奏せざる迄に寛大若くば輕きに過るに至りては殆んど刑の刑たる本義を失ふに至るべし

曾て「ウエーリントン」侯の言へりしことあり刑は殘酷なりとて苦情を唱ふるものあり左れを世に犯罪者の如く不道不義の徒はあらざるべしと

殊に予が實見と考究の結果に徴するも彼の習慣性犯罪者の如きに至つては空想に涉る此問題に對し充分の解釋を求むるの遠なく實際に適する處置を取らざる可からず彼等に對して改良改心を求むると云ふが如きは全く希望の外なるべし予は敢て感化院に向て云ふに非ず而かも監獄なるものは一般人民の觀念に於て

單に「コンバル、ソリ、ホテル」即ち強制的旅館に於て、或る規律の下に置かるゝのみにして、兎も角愉快なる場所なりと思はしむるが如き無用のことを爲さずして、兎に角全く異なりたる、或る恐る可き一種の場所なりとの觀念を懐かしむることは必要たる可し、以て其者を警め、他に習ふものを戒しめざる可からず云々

此云ふ様な説を述べて居る人もある、又、コックス氏が其著「プリンシプルオブパニツシユメント」の冒頭に於て曰く

兩親が其子に對し、或は師が其子弟に對して爲す罰の主たる目的は、再其者が同一の非行を繰り返さざらしめんことを目的とせり、左れども國家が其法律に於て科する所の刑罰なる者は、社會一般人士を警戒し、以て非行を爲さざらしめんことを目的とせり、其結果として前者は力めて非行者其者の改良を望み、後者は寧ろ之れに習はんとするものを戒めんとするに在り

從來刑罰の目的に付ては學者並に實際家に於て種々の異説を闢はし殆んど統一する所なし、其所説の異なるに從て刑罰法令の施行即ち其最も重要な關係を有する犯罪者の取扱、或は監獄の組織に付ても異論紛々として底止する所なく、屢々催ふされたる「ブリッソングレックス」即ち監獄會議に於ても充分一定の所説なく、區々紛々たるに至れるは一に其根底たる刑罰の目的は果して如何なるものなるかの説の一定せざるに歸着せるのみ

又曰く彼の感情的論者の所説が大に世の耳目に傳ふるに至りて、よりは刑罰の本主義たる痛苦に依て他を警戒すべしとの所説を以て一種恐るべき蠻野の説を逞ふせるものなるかの如き感を爲すに至り、唯だ往らに之を憐み哀むことのみに其意向を及ぼし、屢々犯罪者は社會の疾患なりと唱へ、宜く之を憐むべし之を救ゆへし出来得べき丈け親切なる取計を爲すべしとの一點に傾注し、茲に勃然として彼の改善説なるもの流行し、遂に國家の科する刑罰の目的は單に改良感化に止まるものなるかの如き感を爲すに至れり

若しも其所説が果して實際に於て能く其効果を奏し得べきものなれば、予は亦敢て異議は唱へず、左れど果して能く改良感化の功を奏し實際に於て著しき功績を見はしたるか、予は實に疑へり、殊に彼の習慣性犯罪者の如きは曾て之れが爲め改良したるものあるを見ず

元來國家の爲したる刑罰法は敢て人をして「パーチユアス」即ち徳義者たらしめんことを期するに非ず、敢て道義を人に強るに非ず、寧ろ人をして彼の憐人を害せざ



らんことを制限するのみ個人自身に對し道義を盡せ信義を盡せ斯く爲せ斯く爲す可からずと云へるが如きことを教諭するは是れ實に宗教家若くは學校教官の爲す可き所にして刑罰法の爲すべき所に非ず國家の有する刑罰法の領内は人民財産若くは平和に對し之を侵害するものに對して之を磨懲し以て社會全体を保護せん事を目的とせりプライベートキヤクター即ち個人の性格其行爲を改むることの如きは其有する主たる目的に非ず云々

斯う云ふ説もある是も或は正しい説かも知れませぬ或は又一方に偏した説であるかも知れませぬけれども畢竟近來に至て又斯る説の出て來ると云ふのも實は之れも亦一種の反動であつて無暗に歐米諸邦の者が唯改善々々と云つて何んでも監獄を立派にしなければならぬ囚徒を大切にしなければならぬと云ふた其又反動が矢張斯ふ云ふ傾向を來たし斯る説の起つて來る譯であらふと思ふ何事も極論に失すれば必ず弊を生ずるは當然の事であらうと思ひます私は茲に敢て説は述べない去りながら大概其意思は御分りになりましたでありましたし且つ近來歐米諸邦にも斯ふ云ふ説があると云ふことを此席上で御紹介致しますから其當否は宜しく諸君の判断に任せます(拍手)

(完 結)

## ○岡田法科大學教授演説

(監獄茶話會に於て)

監獄の學理并に實際の事は各々専門の御方も多く御出席でもあり又多少準備がなくは纏つた御話は出來ませぬ就ては諸君には極めて間接の利益しかございませぬまいが獄制史中羅馬の遺蹟の事を少しく申上げます此前の雜誌にラウエニスの亞鉛獄及井戸の牢獄のことを少しく挿畫の説明として書きましたのが之よりは今少し古くして必ず獄制史中に引用せられて居る地下獄の一つが今猶現に羅馬に残つて居りますから今其位置名稱構造并に其牢獄にありし歴史上の著名の事實を少しく述べやうと思ひます(圖を示す)此圖は羅馬のフォラムと云ふ所の古への有様を今現存する物に就て總ての方面から想像して畫いたものでありますフォラムと云ふは羅馬法及法律の歴史などに屢引合に出ますが元と市場と云ふ意味であつて即ち市中の目貫の場所でありまして朝は種々の物賣市を爲し一定の時間には裁判もすると云ふ様な盛んなる所でありまして此事は話せば長くなりますが早く言へば今日の恰ど丸の内と想像すれば宜しいのであります位置は今日の街から云へば西北の一隅にあります此圖は正面カピトルと云ふ山の方に向つて左手にバラティン



ふのであります

其位置は元岩を穿つて拵らへた牢屋でありまして、昔の位置を少しも變へることは出来なかつた今日建つて居る其寺の名に牢獄の上の「サンピエール」と云ふ名のある點から見ても岩であるから昔の位置を變へることが出来なかつたらうと云ふ點から見ても又其時分の重なる歴史上の事件を書いた物を見ても、それには其牢屋に誰を伴つて行く時には右手に何が建つて居つて左の何處には何が建つて居つたと云ふことが書いてある、其點から照らして見ても先づ位置のことは少しも疑ひない所謂歴史上種々引合に出た有名なる地下獄であると云ふ點は考古學上少しも疑を容れない位置のことはそれ丈けであります、今度は是を拵らへた者の説です、

誰が是を拵らへたのであらうかと云ふことは實ははつきりして居らないのであります、後にも説明致しますが、上に一間と下に一間所謂監房が二つ遺つて居るのであります、其下の方の獄のことは「チュリヤーノム」と云ふ其出来た時代は少なくとも餘程古ると云ふことは分つて居る、其上に出来たのか御承知の通り羅馬は初め王朝で其次は共和朝で其次が帝朝と斯うなつて居りますが其王朝の第四番目の「マルシヤス」と云ふ人が拵らへたのである、其王は普通の言傳へに依れば「マーマ」と云ふ王の

と云ふ山を見て、中央の空地が即ち「フオラム」であります、建物の柱の折れた所、又敷地等は今日猶依然として残つて居ります、さうして其カピトールに向つて正面に柱の三本程残つて居る宮がありますが其右手に「コンソルデア」と云ふ廟があります、是は和合神でも言ひませうか、貴族と平民との争が鎮つた時に或人が請願して建てたものであります、其「コンソルデア」の右手にカピトールに登る所の階段があります、是を「スカーレ・ゼモニエ」と申します、其次に石の倉庫の角が残つて居ります、其下に即ち牢屋があるのであります、御承知の如く羅馬は多神教であつたのが耶蘇教の爲めに打負けた耶蘇教が盛んになるに隨ふて特更に昔の種々雑多の神の廟の上に寺を建てた形蹟がある、右の寺の椽の下には往々にして昔の神の廟を見出す、今日主として御話しやうと云ふ牢獄も矢張それと同じに現今では「サン・ヂュゼツペ」及「サンピエトロ」と云ふ名の寺が建つて居ります、其寺の名の「サンピエトロ」と云ふますのは恰も日本の本願寺と云ふやうな譯で幾つもあるのず「サンピエトロ」と云ふのは伊太利亞語であつて、英吉利語ならば「シントピーター」です、であるから重に此名の付いたのも一つ外かに形容詞を付け、る是も淺草の本願寺と云ふたやうな譯に「サンピエトロ」何々と云ひますが牢屋の在る所が「サンピエトロイン、カルチエレ」と云

孫であつて紀元前六百三十九年に生れて六百十四年に死んだと云ふことでありま  
す、さうして見ると今から彼是二千五百年以前に上の部屋が出来たと云ふことは普  
通の言傳へに存して居る、所が其下の部分は以前からあつたものに相違ないと言ふ  
考古學者の説でありますして見ると上の段と同時に出来たにしても二千五百年以  
前の物である、それ丈けのことは確かに言へるのであります、今度は名稱の問題であ  
ります

此頃諸君が獄制史を御讀みになると此牢屋のことを「マメルチオン」獄と書いてある  
必ず引合に出で居る、所が此「マメルチオン」と云ふ名は昔の本にはないさうです、私は  
さう昔の本を讀んだ譯ではないが、其後七八世紀頃の書物には初めて此名が見へる  
と云ふことが或書物に書いてある、それで唯今申上げたやうに、下の段は「チュリヤ  
ノム」と云ふことは確かであります、上のは其時分の名は實は今分つて居らぬ「アメ  
ルチオン」と云ふ名は後に付けたのである、唯一つ此時分の物で参考するに足るは「チ  
ユリヤノム」と云ふ此土窟の外に「ラウチユミエ」と云ふ名の牢屋が其近所に在つ  
たと云ふことが色々の本に書いてあるさうです、其上の段が此「ラウチユミエ」の一部  
分であるか或は別にあつて都合二つあつたかそれは能く分らないのです、故に今日

人は普通「マメルチオン」と云ふて居る、併しながらそれは中世以後で當時の本當の名  
は分らない、斯う知るより仕方ない  
(未完)

## ○「ベルチオン」氏式個人識別法 (承前)

法學士 岡田朝太郎

### 測定事項の五——頭縦經 (第四圖)

頭縦經とは鼻根と後頭突起との間の長さを謂ふ○鼻根とは鼻と前額との中間の最  
も低き個所に附したる名稱にして鼻のつけ根とも云ふべき意義に過ぎず○後頭突  
起とは後頭の中央に位する骨の突起したる個所を謂ふ人によりては極めて高きも  
あり又さまで突出せざるもあり縦しやさまで突起せざるものにして其最も高き  
處を探りて測るなり○要するに用具第三圖に示せる尺度の左尖頭を鼻根に定めて  
後頭部、中最も高き點に達する迄の長さを知るを眼目とす

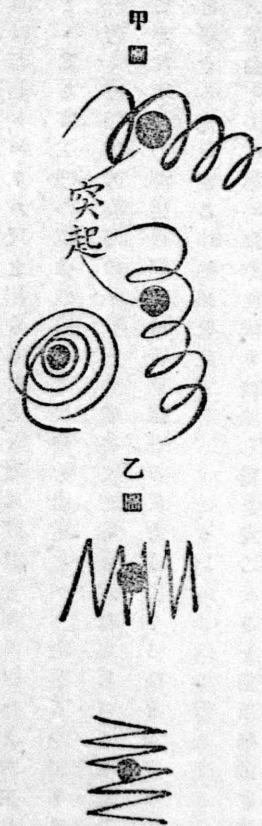
被測定者姿勢 (1) 被測定者は腰掛に倚り、(2) 光線の差入る方に向ひて、(3)  
幾分か頭を垂るゝ心持の姿勢を探ること第四圖の如くなるべし

測定者心得 測定事項の中にて頭の縦経及び横経は一ミリメタ即ち三厘三毛餘を單位とし計算するが故に尺度を使用する方法より後頭突起の所在を探知する方法に至るまで十分に注意せざる可からず今之を三舉動に分ちて説明せん

第一舉動 (1) 測定者は被測定者の左側に立ち用具第三圖の尺度の左の尖頭を左手の親指と人指々との間に挟み鼻根に据へると同時に其親指人指々を以て恰も鼻をつまむ如くにして位置を確定すべし若し此注意を欠きて尺度の尖頭が鼻根と目の間の低き所へすべり落ち居るを氣附かざるときは其測定何等の用も成さず、(2) 同尺度の右の尖頭は右手の親指人指々を以て挟み後頭突起を探知するの用意をなすべし但し毛髪の間を通過せしむる爲め指端よりも二三分は尺度を除し置かざる可からず、(3) 左右親指人指々の外の指を尺度の下に當て、尺度はやゝ水平となる位ひに支へ持つべしさすれば目盛を讀む上に便利なり、(4) 以上の姿勢備はりたるときは尺度の左尖頭は鼻根に固定したる儘にて右枝のみを上下前後し後頭突起の最も高き點を見出すべし其間常に目盛を注目し居らざる可らず、(5) 右尺度を上下前後して後頭突起を探る間に被測定者が眉を蹙むることなき様注意すべし甚しく眉を蹙めたるに氣附かずして測るときは三四厘の差を生ずるなり、(6)

後頭突起の所在は人により同じからず

後頭突起を探知する爲めに尺度の右枝を上下前後するに方り大に心得べき事あり若し尖端を螺旋狀に移動するときには眞の突起點を見出さずして止むことあるは甲圖の如し故に恰も我陸軍の提燈などに畫く記章の如き屈曲線狀に上下前後すると乙圖の如くならざる可らず



第二舉動 (1) 第一舉動中に説明したる順序を履みて縦経の長さを知りたるときは其幾ミリメートルあるかを暗記したる上尺度を取去り改めて其右枝の裏面にある螺釘圖には尺度の表面のみを示したるが故に其裏面なる螺釘を見る克はずと雖も尺度の右枝は點線の示す如く移動し得るを以て螺釘を施し一定不動となし得る



仕組なりの作用に因り先に測定したる長さに尺度を一定不動となす、(2) 螺釘の作用に因りて尺度を一定不動となすに方りては左手の親指を以て尺度の上を押へ其他の四指を以て左右兩枝の下を支へ右の手にて右枝を動かし測定の際暗記し置きたる寸尺に持行きたる上螺釘にて固定するの順序を採るべし、(3) 此際の一、大注意は若しメートル尺を用ゆることゝならば其一ミリメートル、又日本尺を用ゆることゝならば三厘の單位の處にて尺度を固定すべく決して一ミリメートルの二分の一若くば四厘五厘等のハ、ハの處にて螺線を定む可らざる事はなり之に違反するときは再度の測定の際の眞否を確むるに方りてくるひを差するの恐あり識別の實を擧ぐる克はざるの結果を生ず

第三舉動 (1) 第一舉動に依り暗記し置きたる長さを第二舉動に依り尺度の上に固定したるが故に更に第三舉動として其固定したる尺度を以て果して第一舉動の際暗記したる長さの誤なきや否を確むる爲め改めて鼻根と後頭突起との間へあてはめるなり、(2) されば第一舉動と同様尺度の左枝の尖端を左指の親指人指々にて挟み同時に鼻根を押へて其左又は右にすべり落つるを防ぎ右手の親指人指々にて右枝の尖端の少し手前を挟み後頭部の最も高き點を屈曲線に探る事第一舉動に

述べたる所と全く同一なり止た第一舉動の際には尺を固定しあらざるに反し第三舉動の際には既に固定しあるの差あるのみ、(3) 第三舉動により固定したる尺度の右枝の尖端を以て後頭突起を探るに方り若し其尖端後頭突起の最高點に餘り強く觸れ恰も障害物に遇ひて容易く通過する克はざるが如き手ごたへあるときは尺度の幅を一ミリメートル乃至三厘だけ廣めて螺釘を定め更に第三舉動を繰返すべし (4) 之に反して固定したる寸尺にては後頭部に少しも觸るゝものなく自由自在に尺度を上下前後し得るときは是寸尺の廣きに失したる證據なるを以て一ミリメートル乃至三厘だけ尺度を狭めて第三舉動を繰返すべし、(5) 斯の如く記載するときは後頭突起の最高點を探りあてる事は餘程困難なるが如く思はるゝも其實數日の練習を経れば充分に慣れて思の外容易なり、(6) 何程熟練したる測定者たりども爰に述ぶる第三舉動即ち固定したる尺度にて先に暗記したる寸尺の正否を確むる手續は之を省察するを許さず元來測定事務其ものは些々たる手續の如く思はるゝと少し熟練したる測定者は繰返さずとも誤なからんとの自信を生じ易きとに因り本則に反する疎漏を犯す恐あり然れども第一舉動のみにては往々にして正確を得ざるの危険あるが故に之を其儘記入するに於ては初犯者を再犯者と誤認す

る場合もあり得るなり再犯者を初犯者と誤認する場合もあり得るなり影響する所斯の如く至大なるを思ひ爰に示す手續の如きは夢にも省察すべからざるものど心得ふし、(7) 鼻根と云ひ後頭突起と云ひ堅き個所を基礎として計測するものなるが故に若し固定したる寸尺正常なる場合に強ひて一ミリメートル(乃至三厘)廣くすれば後頭部にて何物にも觸れず一ミリメートル狭くすれば之に突當りて殆ど尺度の尖端の運動を妨止さるゝが如き感あり、(8) 斯の如く微細なる寸尺を測定し得る手續なるが故に甚しく枯瘦し骨と皮ばかりの者を測るに方りては一ミリメートル廣くすれば廣きに失し狭くすれば狭きに失する場合もあり得るなり但し第一舉動第三に違ぶる如くミリメートルに達せざる寸尺を起入するを許さるを以て斯の如き場合には一ミリだけ廣くする方むしる實に近きか或は反對に狭くすべきかは測定者の心持にて決斷すべし他の言にて言はゞミリメートルに達せざる寸尺に限り四捨五入するを許すなり

審査——(1) 右に示す如く一ミリメートルに達せざる寸尺は四捨五入を許し其端數

を記入せざるが故に例令は百九十九ミリメートル二分の一の縦經は二百ミリと記入しあることもあらん又單に百九十九ミリと記入しあることもあるべし

## 論

一、の、頭、縦、經、を、測、り、て、一、ミ、リ、に、達、せ、ざ、る、の、相、違、は、當、然、之、を、許、可、し、た、る、道、理、な、り、之、に、反、し、て、一、ミ、リ、の、相、違、あ、る、に、於、て、は、既、に、測、定、者、に、幾、分、の、過、失、あ、る、も、の、と、云、は、ざ、る、可、ら、ず、(2) 先の計測一ミリ狹きに失し後の計測一ミリ廣きに失するときは前後の記入を對照して二ミリの相違あるを發見すべし二ミリの相違は若し同一測定者の手に出たるものならんには大なる過失たるを免れずと雖も假に之を兩人の手に出たるものとすれば各自一ミリの小過失ありたるに過ぎず從て前後の記入に二ミリの相違あるのみの一事を以て全く別人なりと速斷すべからず他の測定事項記入事項に對照したる上にて充分考究するを要す

## 測定事項の六——頭横經 (第五圖)

頭横經とは頭蓋の横幅の最も廣き個處を謂ふに外ならず尙其詳細は第一舉動の説明に依りて了解するを得ん尺度は縦經を測ると同一のものを用ひ方法も大差なし被測定者の姿勢 (1) 被測定者の姿勢は頭縦經を測るときに同じ但し頭縦經を測るときは幾分か頭を垂れしむるの心持なかる可らずと雖も之に反して頭横經を測るときは頭及上半身を眞直にせしむるを要す、(2) 其外は被測定者は頭縦經を測定する爲に椅子たる腰掛に其儘安坐し居れば可なり

## 説

測定者心得 (1) 頭縦經の測定を終りたるときは測定者は被測定者をして上半身及び頭を眞直にせしめ其儘自分は被測定者の背後に廻り横經の測定に着手す第五圖。(2) 尺度の持方も大差なし止だ縦經を測るには尺度の左尖端を鼻根に固定し右尖端のみを上下前後するに反し横經を測るには尺度全体を上下前後するを要するのみ

第一舉動 (1) 被測定者の背後に廻りたる測定者は尺度の尖端僅かばかりを餘して左右の手に持ち先つ初めに之れを耳の上のつけねに當て次に除に之を垂直線狀に引上くへし尺度を耳の上のつけねに當てはむるとは尺度の左右尖端を以て左右のつけねを挾むの義なり。(2) 水平に持ちたる尺度を耳のつけねより除に垂直線狀に引上ぐるときは横經の最も廣き點に向ふに従ひ幅を増すの結果として尺度の目盛の指す所も亦次第に増加し最廣部を過ぎて頂に進めば更に次第に之を減すべし其開始終目盛に注目し其最も廣き寸尺を暗記すると頭縦經第一舉動四と同様の心得たるへし此垂直線に上下するの手續も注意まで一二度は之を繰返すを可とす。(3) 横經の最も廣き個處は必ずしも耳のつけねの眞上にあると云ふを得ざるも先つ大体は其方向にて探るべし。(4) 既に耳のつけねより上へ垂直線に探りて

## 論

## 說

其最も廣き寸尺を假に暗記したる上は其最廣部を中心とする心持にて除に尺度を前後即ち水平線狀に往復せしめ目盛の増減を注目す  
第二舉動 第二舉動は縦經を測る際の第二舉動と意義に於ては同一なり即ち耳の眞直の上又は少しく其前若くは後に探り得たる最廣の寸尺を以て尺度を螺釘に依り固定するなり

第三舉動 (1) 固定したる尺度に依り先に暗記したる寸尺に誤なきや否を確むる爲め第一舉動と同一の事を繰返すを第三舉動の目的とすると縦經の場合に同じ

(2) 尺度を上下し次に前後する際螺線を畫かず屈曲線を畫くを必要とすると先に縦經に就て述べたる如くならざる可らざるのみならず其屈曲線は横經を測るに就ては一層細密なるを要するなり。(3) 其際手首を動かさず單に臂のみを以てすべく又尺度を上下前後するに方り被測定者の突然頭を動かすが如きとなき様に注意すべし。(4) 縦經に就き第三舉動の六七八に述べたる所は横經に就ても亦同じ

審査——數年を隔てて同一人の頭横經を測るに方り被測定者の太りたる結果一ミリの差を生ずるとあり此理わり推すときは先に一ミリに達せざるの理由を以て其端數を捨てて記入し置き後に一ミリ未滿だけ太りたる爲に其端數を一ミリと數



へて記入したる場合には前後を對照して二ミリの相違あるを發見するとあり得るなり故に横經の場合には縱經の場合と異り二ミリの相違は恕すべきものたるを得

### 頭縱經横經測定に通ずる心得

(1) 縱經にしても横經にしても恰も最長部に方り傷又は腫物等あるが爲に正確なる寸尺を得がたきと乃至全く測定をなす能はざるとあるへしざる場合には必ず備考欄に其旨を記入すべし、(2) 頭蓋の形狀甚しく不規則にして通常以外の位置に依り漸く最長部を見出したるとき(例令は後頭部眞の扁平にして巾着頭の甚しきものなるか乃至肝要なる突起部が却て凹み居るが爲に頂上の後角と鼻根とにより縱經を定めたるが如き)は亦必ず之を備考欄に示し置くを要す、(3) 頭蓋の左右不整なるとき亦同じ、(4) 人并はづれて大なるか小なるかの爲に怪みて再計測をなしたるときは手極の注意五に述べたる通り再の字を寸尺の後へ書加ふべし、(5) ベルチヨンの氏の經過によれば頭の縱經は百七十三ミリメートルを下り又は二百四十一メートルを上るもの(五寸六分一厘——六寸六分)は例外に屬し横經にありては百四十二ミリに達せず又は百六十九ミリを過ぐるものを例外とすと云へり日本人に對して新に統計を取りたる上にて多數の平均を定むるを要す

(未完)

## ○死刑廢止論

留岡幸助

論

死刑廢す可きか、將又存すべきかは古來刑法學者と宗教家と社會改良家との間に於て激しき論争ありたりしが未だ一定の説確立せざるを以て見るもその論旨の性質頗る困難なるを見るに足るべし、死刑廢止の主唱家として有名なるは伊太利の刑法學者なるベッカリヤにして氏は一千七百六十四年其著「犯罪及刑罰」なる書中に死刑の廢止すべきことを論述せり、爾來死刑存否の論歐米各國の學者爲政家中に論難せらるゝも一定の説確定せず、然れども死刑を存立せしめんと欲する運動は文化の普及と共に其區域を縮小せらるゝの傾向あるは争ふべからざるの事實なり。

說

(九三)

死刑執行の起源を探究するに修養せられざる人類自然の情念より發したるものにて摩西の律法中にも規定せられたる目にて目を償ひ、齒にて齒を償へと云へるが如く、人を殺さば又其者を殺すべしとは自然の情念より發起したるものなるが人文の發達と共に倫理と宗教と刑法と社會改良とは大に進歩し來り遂に死刑の存廢につきては一層科學的の基礎に立ちて論議せらるゝに至りたり。



死刑を存すべしとの論旨一二にして足らざるが如く死刑を廢すべしとの論旨も又一二にして足らず、余は死刑の廢止すへきを主張する者なるが故に余が論據として把持する説は凡そ左の如きものなり。

(一) 人間は不完全なる者なり、この不完全なる者が不完全なる者を審判するの權利なしと雖も之を審判して刑罰するの權利なし、此點に關しては使徒保羅が羅馬書に言へりし如く「仇を復すは我に在りわれ必ず之を報いんとあればなり、是故に爾の仇もし飢なば之に食はせ若し渴かば之に飲せよ爾如此するは熱炭を彼の首に積なり、なんぢ惡に勝るゝ勿れ善をもて惡に勝つべし」との精神に則り吾人は絶對的に主義としては不完全の人類が同じ不完全なる人類を刑罰するの權利なしと信ず、斯主義を實行する時は今日の刑法は大に變改せざる可らず、且つや監獄に於ける行刑の旨義と方法も亦大に變化せざるを得ざるなり。

以上論述したる如くなるを以て「人を殺さば其人を殺すべし」との刑罰は吾人の受納し能はざるものなり、此理によりて吾人は死刑を排斥す。

(二) 不完全なる人類が不完全なる人類を審判し能はざるが故に強て死刑を實行せば  
 判事は往々誤判を爲すを免れざるへし、此場合に於ては死刑の執行は再び恢復し能はざるものなるを以て死刑は廢止せざるべからず。

(三) 殺人犯者の内には往々一時の癡狂的作用より人を殺害することあり、然るに現今の裁判甚だ不完全にして此點につきては正確なる裁判を欠くの恐なきにあらず若し強て死刑を實行せば犯罪の行爲癡狂より生したるものをも普通人類と見做して等しく死刑に宣告することあり此點よりするも吾人は死刑を廢止せざるべからず。

(四) 死刑の執行はもと復讐的精神より發したるものにて復讐主義の犯人を刑罰するに不適當なることは何人も能く知る所なり、現今死刑を主張するものは死刑は復讐的精神を満足せしむる爲にあらず社會の防衛上より之を實行すと言ふと雖も此論左程の重を爲さず、獄制發達の順序より考ふるに第一復讐主義より威嚇主義となり、第二威嚇主義より改良主義となり、第三改良主義より豫防主義に變じ、今や一躍して教育主義に移らんとす、然り而して古來各國に行はれたりし峻刑酷罰は殆ど消滅して其の片影だに見る能はざるにあらずや、然るに峻刑酷罰の最も酷なる死刑のみ文明各國の多數に存在するは奇怪千萬の現象と謂はざるべからず、吾

人は死刑存立論者より死刑の存立せざるべからざる所以の理を種々の論點より耳にすと雖も必竟死刑存立の趨勢は刑罰沿革史上より見る時は孤城落日の感なきにあらず。

(五) 死刑存立論者は死刑は社會の民人を威嚇するに効力あれば存せざるべからずと主張すと雖も死刑は人を威嚇せずして却て殺伐の氣風を養成するの實あり、聞かずや徳川時代に於て死刑執行を見物せしものゝ内より歸途同じ見物人中の金錢を拘摸りたるもの其例少しとせず、死刑果して恐怖すべきものなりせば斯る罪惡は行はれざりしものを之れその一例に過ぎず他は類推して餘あるべし。

(六) 犯罪者は改良すべきものなりや將又改良せざるものなりや、犯罪者の大半は儘に改良すべし、犯罪者の中極めて少數は改良の見込立たざるか如きものあり、此種の犯罪者を監獄學者は名けて習慣犯罪者と呼べり、ロンプロンの所謂「犯罪者の骨相」(Criminal type)なる説は今日大に衰退せりと謂はざるべからず、若し犯罪者にして改良し得べきものとせば之を死刑に處斷するは果して其當を得たるものなりや假令或種類の犯罪者は改良せざるものなりとの説を主張する學者なきにあらずと雖も絶對的に改良し能はずと云ふを得ず、クローネンの發達進歩の實勢より洞察す

るに各種の方法と適正なる制度の發見せらるゝ曉に於ては、今日まで不治の犯罪者と見做されたるものも改良せらるゝに至るべし、假令ば窃盜犯罪者の一種類なる「シフト・リフス」(Shift-Lifers)の如くなるを以て殺人犯者に對して死刑を執行するは大早計と謂はざるべからず、此點より論ずるも死刑は廢止せざる可らず。

(七) 反對論者の主張する論旨中最も勢力あるものは社會の防衛上死刑の執行は再犯の途を失はしむると云ふにあり、若し果して再犯の途を失はしむるを以て社會を防衛すと云はば、鐵石を以て造築したる堅牢なる監獄に殺人犯者を終身拘禁せば再犯の憂なかるべし、何を苦んでか貴重なる生命を奪つて以て復讐主義の殘影たる死刑を存立せんとするか。

(八) 如何に墮落するも犯罪人は之れ等しく人類なり、人類の生命を奪ふは人道の許さるる所なり、「ヒューマニチー」の顯揚は決して死刑の執行を許さるべし。

(九) 一派の論者は死刑廢止に反對せずと雖も死刑廢止は尙早しとの論旨を以て之を拒むものあり、之れ頗る理由なきことと云ふべし、今日死刑を廢止するを以て尙早しとせば何れの時代か最も能く死刑を廢止するに適すべきや、嘗て英國に於ては

流刑者に適用する絞罪を廢止せる時も絞罪を廢止せば殺人犯者増加せん是を以て絞罪の廢止は尙早しとの論頗る熾なりしと雖も絞罪の廢止されたる后と雖も更に殺人罪の増加したるを見ず、ハックス氏は白國なる白耳義に於て數年間死刑を實施せざるも取て殘道なる犯罪増加せずと云へり、死刑を廢止せば殺人罪増加せん、故に死刑の廢止は尙早しとの説は一箇の夢想たるに過ぎざるべし、吾人は速に死刑の廢止すべきを主張す。

死刑の廢止は今日となりては一個の空論にあらず、既に歐米文明國中數ヶ國に於ては死刑を廢止して其成功を期せるにあらずや、死刑廢止の國は歐羅巴大陸に於ては伊太利、荷蘭、北米合衆國にありてはミシガン、ロードアイランド、ウイコンシン、メソの四ヶ州なり、此他瑞西の各縣に於ては死刑執行は其縣に任意せり、白耳義、フランスの兩國に於ては法律上死刑は廢止せざるも實際上死刑は白耳義は一八六三年以後、フランスは一八二六年以後實行せざるなり、死刑を廢止せざる獨逸、英、吉利、佛蘭西、其の他の各國に於ても死刑を實行する範圍は極めて狹隘にして概ね有意的殺人犯に限定せり、此殺人犯者に對しても減等其他の方法を以て死刑を拘禁刑に代用せんとするは文明各國の大勢なり、斯の如く論じ來る時は死刑の實行と其論者の主張とは今日隆々盛大の觀なく最早孤城落日の運命に遭遇せりと謂はざるべからず、吾人は我國に於ても姑息偏狹の死刑存立説に加擔することなく、殘酷にも人命を奪ふの死刑を全廢して刑事社會の一大汚點を拭はざるべからず、死刑存立は吾人何れの點より觀察するも適正の理由を發見せず、死刑豈其れ廢止せずして可ならんや。

## ○不定期刑を採用すへし

早崎春香

石渡博士より傳聞する所に依れば、ブルツセルに開かれたる第六回万国監獄會議に於ては、米國委員の提出に係る、不定期刑制、即ち刑期を定むるの權能を裁判官の手より司獄官の手に移すへし、との問題は今日の刑罰主義と相容れざるものなりとて、之を排斥したる由、世界文明の舞臺に新進の評判高き米國が、錨漿を絞りて案出したる而も多年實驗したる結果、遙々歐洲に喝采を博せむと試みたる其斬新の下題が、唯一人の佛國某博士に歡迎せられたる外、會員の多數を動すこと能はざりき、と聞きては、蔭ながら一片同情の念に堪へず、余輩は今日の刑罰主義が、舊舊時の因果應報主義の



まゝ存在するか、の如く、世界多數の頭腦に誤解せらるゝかと思へば坐ろに感化主義の爲に一滴の涙なきを得ざるなり。

万国會議が米國の主唱に反對する理由は、刑罰が罪人を改良し教育する筋のものならは格別今日の刑罰は罪の贖ひなれば、不定期刑など理由なき考案にして、結局唯裁判官の専横を司獄官の専横に移さんとするものに過ぎずと云ふに在りとのこと、斯る議論は今日の監獄主義とは全然相容れざる處にして我國の監獄改良上には何等の影響を及ぼさるることゝ信すれども、數多の學者を初とし社會の多數が刑罰は罪の贖なるかの如く觀念する今日、万一の慮りなしとせず、一言の辯なきを得ざる所以なり。

抑も刑罰が罪の贖ひなればとて、不定期刑が理由なしといふは聞えず、假出獄に觀るへし、特赦に察るへし、將た裁判官の専横を司獄官の専横に移すに過ぎずとは如何なる意味にか、思ふに裁判官も全智全能の神に非ざると同時に司獄官亦不完全なる人間なれば雨ながら人の心裡を洞見するに明なし、其明なくして刑罰を定むるは孰れ劣らす専横なりと云ふにもあるべきか、均しく是れ専横なりと云ふ點に付ては、贖罪主義刑罰論に全然反對なる余輩も異存なし、然れども裁判官が、一寸法廷に於て被告

## 論

## 説

人の顔色や一時の言行を一見一聞して其刑期を豫定すると、司獄官が殆ど寢食を共にして日夜其行狀を視、親屬故舊との面話を聽き、通信往復苟も一身上に關する出來事は、勉て之を知悉し、斯くて靜に觀察を遂げ而て後其刑期を量定(豫定に非ず)すると、果して孰れか専横なるべきぞ。

贖罪主義刑罰論の上より觀察するも、不定期刑は毫も反對の理由を有せず、假出獄、特赦等に照顧するときは、却て不定期刑の贖罪主義刑罰論に適合するを見るへし、それは實際罪を贖ふや否は豫め之を知るに由なればなり、さもあれ、我國の刑罰主義は感化主義なること、明治二年九月二日集議院に賜ひたる詔に明なり、曰く刑は無刑に期するに在りど、炳として日星の如し、余輩は贖罪主義刑罰論など、今更に之を云云するものにあらず、唯不定期刑は其仕組、能く感化主義に適合し、猶假出獄、特赦の實驗に照すときは其功蓋し著大なるものあるべく、元來刑期を豫定し之を伸縮することを許さるるか如き制度は、諸般の機關が極めて幼稚なる時代に行はるべきものにして、既に感化主義の監獄機關備りたる今日、猶俗に所謂杓子定木の刑期豫定制を確執する謂れなきを信するか故に、寧ろ米國の實驗したる所に參酌し、改正刑法に於ては斷然不定期刑の制を採用せらるゝの至當なるを認め、故に余輩は万国會議の不定期刑反

對の理由が、我國監獄改良上に影響を及ぼさしむることを祈ると同時に、一步を進め  
て寧ろ其制度の採用を希望するものなり。

## ○監獄當局者としての吾人の心

印南於菟吉

罪囚の感化事業に身を委する斯神聖なる任務は到底凡俗の諒知する能はざる趣味  
の存するものあり繼し他人は如何なる卑野の言辭を弄して擲論する者ありとは謂  
へ予は眞乎に此任務の至高至美なるを感じて忘れんと欲するも忘るゝ能はざるの  
妙趣あるを覺ゆ而かも世人の一點之に同情を寄せざるは偶々以て其の智見の足ら  
ざるを證するのみ殊に吾人の眼より之を見れば行刑の實態と相關係して密接離る  
可からざる裁判事務即ち裁判官の刑罰適用上に於ける觀念の如きに至つては往々  
にして吾人の意思と扞格し行刑の實態を顧慮せざるか若くは吾人をして刑罰の眞  
正なる觀念ありや否やを疑はしむるに足るものあり若し夫れ斯の如き裁判事務の  
點より觀察すれば監獄は優に刑事法の適否及刑事法適用上の當否を鑑別するの機

## 論

關となり一面社會上の點より觀察すれば個人周圍の状況よりして社會罪惡の存す  
る弊源を看破することを得べく又之を一個の専門學として研究すれば研究するに  
從ふて益々其の藹奥に範圍の擴大を感じ一種の理術として之を研究すれば到底無  
經驗の俗者をして之に充たしむることを得ざるものあり請ふ試みに吾人の監獄に  
對する觀念の一斑を語らむか、

裁判官は往々にして現時の罪囚處遇法に非難を加へて曰く刑罰は宜く懲戒を主と  
せざる可からず現時の處遇法は全く社會下層の人民よりも尙優待を施せり是れ  
豈再犯の増加する所以に非ずや罪囚に懲苦を與ふるは即ち良民に幸福を與ふるも  
のなり云々と此の如き觀念は或一部に於て眞理を含むと雖も亦間々治獄者をして  
誤まらしむるものあり懲苦を加ふるの範圍を脱して醜慘虐に陥り易く偏に懲苦の  
一面のみを見て感化の目的を顧慮せざるに於ては恐らくは行刑の實何等の得る所  
なきに終らむのみ是を以て懲罰の觀念は絶對的に犯人に加ふるを要するものに非  
ずして要は感化の手段として之に科すべきのみ我輩は此の心意を以て行刑の目的  
を達せんとするものなり

## 說

或新派の刑法學者は曰く唯夫れ教誨感化は偶々以て偶發犯者に加ふべきのみ矯化

し難き習慣犯者に至ては何等の効を奏する所なく教訓茲に於てか一文の價値なし何とすれば此等の徒は先天的に犯罪系統を繼承したるものなればなり云々と此説は我輩の所謂行刑手段と絶對的に相容れざるものなり事實監獄内の罪因に就て之を見れば矯正し易き者と否らざる者とあるは盡ふ可からずと雖も唯是れ難易の差あるのみにして先天的の犯人ありや否やは事頗る疑問に屬す否我輩行刑者の眼より觀察すれば斯る犯罪種族なしとの確信を抱きて以て治獄行政の事務に當らむと欲するものなり此の如き種族の有無は唯夫れ一派の學者の討究に委せむのみだ精確なる論斷を得ざる以上は我輩は自己の所信を以て之に當らむと欲するのみ異説は偶々以て吾人の確信を傷くるに至るべきを以て吾人は一層此等の敬營に向て堡壘を高ふし飽くまでも赤心を以て彼等罪囚に施す所なくんばある可からず凝て精神の傾注する所何人か改悟徹底せざるなけむとの決心は罪囚の感化上極めて緊要なる點とす是れまた宜く吾人の努むべき點ならずや

而して又裁判官の刑罰適用上に就ても予の遺憾を感ずるの點尠なからず例へば財産に對する犯罪に於て初犯は重禁錮一年なるに再犯は僅かに六月なるが如きことあり又第一の犯罪に對しては重禁錮の刑を科したるに第二の犯罪に對しては懲治

の處分を言渡すことさへあり此の如き科罰の方法は近世立法の旨義及刑罰適用の旨義と相容れざるものにして現行刑法の法定主義に傾きたるは立法其の當を得ざるや勿論なりと雖も而かも亦裁判官の自由裁量を施すべき區域内に於て運動の餘地を存するものなしとせず然るに前例の場合に於ては明かに裁判官は刑罰適用上に於て一步を誤りたるを證するものにして主として犯罪事實に重きを置くの結果斯る變態を來したるものと謂はざる可からず同一の犯罪事實ありと雖も個人的周圍の状況に依り之が刑罰を異にすべきは近世立法の進運にして斯くしてこそ始めて刑罰の効果を收むべきなり殊に此觀念は改正刑法案の實施に當ては一層顯彰せられたる要點なりとす之が爲めに從來治獄の實際に於て支拮抵觸を來たし困難に陥りたる場合尠なからず監獄官吏は宜しく一面に於て進んで此等の點を監察しました相當の注意を裁判官に與ふるの必要あり

獨り刑罰適用上の如何に就て注意を怠たらざるのみならず尙一個の専門學として立法上に資する所なかる可からず新刑法の執行猶豫の如きは少くとも監獄制度より起りたる刑法問題にして其の他再犯者發見の用に供する人身制度法の如き若くは前説ロンブローソ氏の犯罪系統論の如き又は米國の或一部に行はるゝ不定期



刑の如き兎に角其所説の正否は別問題として此等のものは何れも監獄當局者若くは監獄學研究者よりして發表せられたるものに非ざるはなし願ふに將來刑法の進運は愈々益々行刑の實態と互に相密接し空想を去て實効に歸せんとするものあるが如し吾人當局者亦將に奮勵之に對するの覺悟を有せざる可からず時局の問題は一轉瞬の間に之を決すること容易なりと雖も而かも斯る重大なる難問は實務に當る者を除くの外將た何人か能く正當に之を解釋し得べきものありや

若し夫れ之を一個の理術として研究すれば如何にしてか能く罪因感化の効を收むべきや衛生問題食糧問題等一面彼等の身体保健上に就て注意を怠たらざると同時に其精神上の發達良智良能の顯彰舒暢を來たさしむべく此等の事項は幾多の經驗と精神の修養とを積みたる着實の人士に依て始めて之を完成し得べきものにして名利の念に驅られ處世の方法に醒醒たる凡俗の士の到底能く忍ふべき所に非ざるなり否寧ろ此等の人士は吾人之を排斥し國家の爲め死守せざる可からざるの實務を有す曾て米國に於て大統領の更迭する毎に典獄の變更を來たし之が爲めに典獄の地位の安固を缺き其職に在る者も一時苟且の念を懷き事務に執着ならず且無經驗の徒を擧げて任用したるが爲めに監獄改良上幾多の障礙を與へたとあり讀者

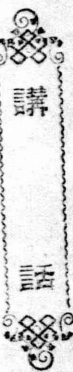
## 論

## 説

は常に之を嗟嘆して已まざるの状況なりき然るに我邦に在ては幸に政變の爲めにまた此弊を見ずと雖も今日よりして爾後は治獄に無經驗なる者の監督の下に置かしむるが如き制度に改めんこと論策は吾人の豫め茲に否認し置くべき點なり而して之を他の社會學上より觀察するも吾人の樂むで研究すべき餘地緯々として存するものあり此點は別に稿を更へ精細に論ずるの必要あるを以て暫く本稿は國家機關としての監獄に對する觀察のみに止めむ

要するに治獄の當局者は犯人に對して感化矯正し得べきものとの確信を以て之に接し法規の範圍内に於ては出來得る限りの自由活動を以て如何なる感化手段をも辭せずして之を採り以て其の目的を達せんことを計るべく毫も異説の爲めに眩惑せられざるを要す確乎たる此精神を以てせば何人か能く之に盡育せられざるものあらんや我輩は之を確信して疑はざるなり恐らくは同人諸士も以て吾人と感を同じふせん近來少しく感ずる所あるが爲めに本篇を稿し以て聊か同人諸士に示し併せて自から規箴と爲す





## ○實務演習 (第六回)

一月二十三日(火曜)於警察監獄學校

小河滋次郎講述

今日は前回に續き再犯の事に就て述べん此の再犯と云ふ事に付ては各國殆んど其の見解を異にし居るが故に監獄或は司法統計等に顯はるゝ所の成績に就て調ふるときは單に其の再犯と云ふ數字の上にては正確なる比較を見る能はざるなり故に能く其の各國に於て執る所の方法を詳かにせざるを得ず獨逸は前回に陳述せし如く前に一旦處刑せられて十年を経過せし後に犯せし者は之を再犯と看做さず即十年以内に再び罪を犯したる者を再犯と爲すなり最も其内縱ひ十年を経過するも其の犯罪の性質が同一なるときは所謂刑法の規定に依りて之を再犯と爲すなり或は佛蘭西に於ては譬へは日本の刑法の如く初め犯せし罪が重罪にて其後犯せしは輕罪又は違警罪の如きものにてても其の刑法の規定に依りて單に之を再犯とするなり

## 講

## 話

(五五)

斯の如く各國に於て其の見解を區々にするか故に此の實質を詳かにせされは容易に之を比較する能はざるなり獨逸に再犯少くして日本に多き所以は日本にては苟も再犯せし者は十年を経過するも之を再犯とし又甚たしきは拘留を受けたる者にてても之を再犯として統計に現はす故に其數非常に多きなり然して再犯と云ふものを何故に此の刑法に於て重く罰し又監獄にても其の取扱を異にするかと云ふ事を尋ぬれば詰り刑罰の効力を強からしむるの旨趣なり何となれば即前に初めて犯せし罪に對する刑罰の利き口か無かりしと云ふ事を顯はすを以て此の再犯を嚴重に扱はざるを得ざるなり此の如き譯なれば其の前犯と後犯とは所謂心理上の聯鎖なる可からず此の聯鎖は習慣犯者に於て常に見る所にして重罪犯者に於ては前と後と心理上の聯鎖は見る可し又其の犯罪か前と後と性質を異にし或は原案を異にし居るときは即心理上の聯鎖を爲さざるなり去れば刑法上に於ては此の心理上の聯鎖を了得し其れに適當なる刑を科せざるを得ざるなり然るに止た前に重罪を犯せし爲に此度は輕罪を犯すも再犯とするは不可なり前に輕罪を犯し後に人を傷つけ又は前に人を毆打殺傷し後に竊盜詐欺を犯したるか如きは前の毆打殺傷と後の竊盜詐欺とは心理上の聯鎖か存し居るかと云ふに決して存し居らざるなり去

れは前に犯せしは重罪にても後に罪を犯せし爲に直に再犯として之を罰するとを得ざるなり其前後の犯罪の要素を密かにせずして單に之を再犯として論するか如きは茫漠たる處置と謂はざるを得ざるなり是等は司獄官か最も注意せざるを得ざる點なり今度の刑法改正草案は再犯の處分に於ては大に從來と異なりて前論の旨趣に近き方針なるを以て後來之に據りて取扱はんとするには變更を來さざるを得されは爰に其の草案に就て述へ置くへし刑法改正草案中に

第七十一條 或る種類の罪を犯し懲役に處せられたる者其の執行を終り又は執行の免除ありたる日より十年内に更に同種類の罪を犯したるときは之を再犯とす

此の第二項は茲に必要なきも草案の文章なれば之を擧げん

主刑執行の免除ありたる者に付ても亦同し

第七十二條 再犯に付て刑を加重すへき罪は各本條に於て之を定む此或る種類の罪を犯し懲役に處せられたる者と云ふは總ての罪を残らず包含せしものなり只是迄輕禁錮と云ふものを存したれども此度は更めて此の旨趣にせり是は十年内に更に同し種類此の種類と云ふ事は極めて重要な點にして即此の刑法

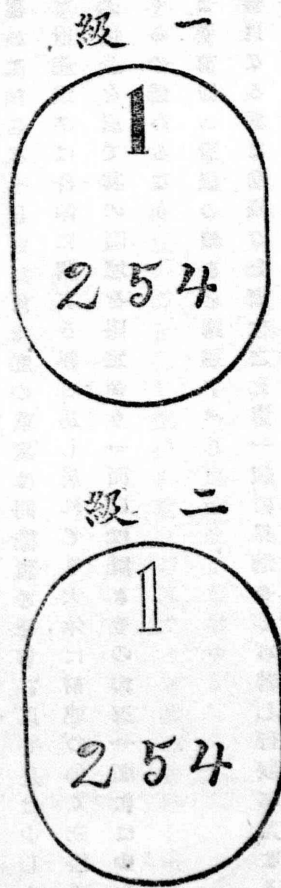
に於て再犯として罰するものは前に竊盜罪を犯し矢張り後にも同種類の罪を犯せしものにあらずれば再犯とせざるなり諸君の了知せらるゝ如く犯罪の經過を調ふるときは光つ賭博より竊盜竊盜より強盜となる種類の者最も多數なるを以て斯る種類は立派に此の心理上の連鎖が存在し居ると思ふなり夫れを單に竊盜に限りて之を再犯とし前に竊盜を爲し後に詐欺取財を爲したるを罰するに再犯として論するは穩かならざるへし兎に角此度の草案は同種類とせしを以て是は少しく解釋を廣めて財産或ひは身体に關する罪と爲し居れども大体は前述の如く竊盜より強盜と云ふ場合を以て其の區域を限定せり一面には廣きものか又一面には少しく狭きに過くるの感あるなり

是より前回の階級の續きを講述すべし

行狀善良なる者は勘査の上漸次之を第一級に昇進せしめ若し行狀不良なるときは再ひ第二級に降下す

前回にも述へし如く第二級は改良し居らざる級なり之を段々一級に進め一級に進みし者か若し行狀不良なるときは第二級に降すなり而して此の級別は衣類等に依りて特別の差別を爲すに非ず譬へは一級を赤色にすれば二級を鼠色にする

と云ふ如く階級に依りて區別せず唯此の區別の存する點は單に其袖或は胸に勳章を懸くるか如くに爲し今の「ラウキッ」の監獄に於ては袖の番號に依りて區別し居れり其れは如何なる風なるかと云ふに一級の者なれば一の字、二級の者は二の字を書しあり



圖の如く金物を以て製したる番號札を胸に着けて識別するなり

第一級の囚人に對し其の行狀の不頁なるが爲に之を第二級に降下せしむる必要あるときは典獄は第一級に屬する總囚の面前に於て第二級に降下せしむへき當該者に之れか決定を言渡し教誨師は之れに立會ひ且つ其の場合に應ずる簡單の教誨を爲すを要す

第二級に屬する囚人を第一級に昇進せしむる場合も亦前項に準し第二級總囚と云ふ意味の面前に於て之れか言渡を爲す

此「ラウキッ」監獄に於ける雜居制の級別方法は善良と不善良と二級に別ちあり我邦に於ても雜居制なるを以て如何なる方法をか設けざるを得されども之を何級と爲すが可なるかと云ふに余の考にては級別を餘り多くするも適當を得ざるへく又「ラウキッ」の如く二級にても少きに過くるか如し依て先づ四人を三級に區別するか適當なるへし三級と云ふは或は賞表に依て工錢額も異なれば三級は無賞表とし其級は輕罪囚の工錢は十分の二乃至三を給與する者を之れに入れ、二級は優等賞表一個位にて工錢は十分の四乃至五を給與する者を入ると云ふか如くにして扱へは可なるへしと思へども猶ほ是等は諸君か實際に當りて講究せられんことを望む

第二級に屬する囚人を第一級に昇進せしむることを定むるに付ては以前は三箇月毎に典獄は教誨師と合議決定するを要することなりしか今日此の如き事項は總て司獄官會議に於て審議決定するものとす

右にて級別法の大體は濟みたれば是れより少しく異なりたる事項を述べへし



雜居制の監獄に在りては週四上先づ囚人別異の點に最も慎重の注意を加ふる所あるを要す此事は前回にも述へし通り即典獄自身の責任として最も慎重の注意を加へざるを得ざるものにて雜居制は最も此の週四に適當する別異を爲すか必要なり男女を森嚴に別異するは勿論未丁年囚及幼年囚は成年囚と雜居せしむることを得ず最も幼年囚に付ては若し官吏(即看守)をして晝夜之か戒護教養の任に當らしむる能はざる事情あるときは便宜最も信用するに足るべき行狀方正の成年囚を選ひて之を幼年囚と雜居せしむることを得

是等の事は言ふ迄もなく分りたる話なれども動もすれば監房の都合其他の事情に依り實際に於て往々成年囚と未丁年囚と雜居せしむることあり是等は最も實際に別異すべき點なりと思ふ彼國の規定は幼年囚は如何なる場合に論なく看守の眼を離さざる様にするの定めなり是れ單に取締のみならず恰も親か子に對する如く之を養ひ教ゆる必要あるを以て幼年囚は只無監督に爲し置くことを得ざるの制なり之に就ては少しく諸君に於て疑ひを起さるへしと思へども彼國にては夜分は殆んど無監督と謂ふも可なるべき姿にて唯監房内に囚人を入るれば監房を閉鎖し殊に燈火を消し了れば夜勤の看守か監房内に在る囚人の動作を觀察

するは單に其の外部の視察に止まりて其の内部を視察すること能はず故に夜分に之を閉込むれば唯其前を巡回して外へ逃走せざるやを視察するを以て止た外部の戒護のみを爲し内部は殆んど無監督と云ふ有様なり夫等の爲に幼年囚は夜間にても眼を離さざるの定めなり併し或は官吏の都合に依りて假令同居せしめざる迄も教養することか官吏の力にて爲し能はざる場合には即成年囚の最も信用を置くことを得べき經歷を有する者に幼年囚と雜居せしむることを得るなり此事に就ては昨年典獄會議に於て若し成年者に最も適當の者あるときは如何と云ふ諮問案を提出せられ當時熟練なる典獄より隨分反對論も出たり能く記聽せされども要するに此の雜居は幾分の益あるべきも却て弊害多かるへしとの説ありしなり就ては諸君に於て唯此「ラウノン」監獄にては幼年囚と成年囚と雜居せしむることありと云ふことに肥臆あらんことを望む

典獄は單に戒護上又は作業上の都合を計りて漫に空房を存し(空しく監房を明け置くの意味)之か爲に適當なる囚人別異の肝要を誤るへからず

斯の如き規定もありて此點に付ては獨逸も我邦も同し事と見ゆ我邦は監房の數少く又分房の無き爲に囚人の別異を適當ならしむる能はずとし之を當局者か憂

ふるに拘らす往々にして甚たしきものは一の監房を残らす明け置き他の棟に集め置くところあり是は戒議上有る事と見へて獨逸の規則にも斯る規定あり此の如き場合には不完全なる我が監房に於ても随分監房を明け得るときは飽迄も爲し得る丈けの手段を講し猶ほ其上建物其他の都合よりして別異すること能はざるは止むを得されども他に監房を明け置きて別異すること能はずと云ふか如きは抑、間違たる處置と謂ふへし

分房は成るべく未丁年者に對して之を採用するの注意あるを要す最も其の個人的關係を推察すべきは勿論なり未丁年囚なり迎其れか爲めに残らす監房を盈たしむへきに非ず先づ未丁年囚より先きに別異するの必要あるなり

小監獄に於て監房不足の爲めに充分に年齢區別を爲す能はさるときと雖も一人の未丁年者と一人又は二人の丁年者と同居せしむるか如き事ある可からず

是は詰り二人を監房に入るゝことを禁する趣意なれども止むを得ず丁年囚と未丁年囚とを同一の監房に入るゝ場合も未丁年囚一人丁年囚一人を入るゝは不可なり少なくとも必ず三人以上一緒に入れざるを得ずとの意味なり

以上は典獄職務に就て講述し其間に級別法の事を述べたれども是より監獄理事

の職務を概括せし事項を述べし

之を概括すれば

第一 囚人の検束及監獄規律の確保並に監獄建物の監督

第二 囚人の出入監及之に關する書類整理の事並に報告類調製の事

第三 監房配置の事

此の監房配置の事は前の典獄職務の事と重複するか如くなれども此の監房配置は前に述べし通り理事が職務を以て先づ配置を起案し典獄の認可を経るを以て場合に依りては理事が自ら監房配置を爲すことあり

第四 看守の監督監獄の巡回(即構内の巡回)

第五 監獄の經費及用度に關する事務

第六 監獄に屬する諸物件ノ整理(備品鎗鎗等)

第七 囚人ノ押送に關する件

是は自ら押送するに非されども色々押送の處理を爲すなり尤時としては看守長が自ら責任を持ち之を監督して押送することあり

第八 囚人の作業並に作業會計に關する事

第九 諸帳簿統計其他既定書類の整理に關する件  
凡そ監獄理事の職務を概括すれば右の九件なり尙ほ之に就て詳細に述へん

録

○司獄官吏に必要な要素

青 峰

昔者伯夷叔齊武王が暴虐無道の紂を討つを諫む然れど武王も聽かず、伯夷叔齊周の粟を食ふを愧れど首陽山に隠れて歌を作て曰く、登彼西山兮采其蔴矣以暴易暴兮不知其非矣と、一國之を是とし一人之を非とし而して獨立特行己れを持して動かさる伯夷叔齊の如きもの千古果して幾人かある、吾人は伯夷叔齊が武王を諫むるの是非を言はず、然れども自信を貫かんとしして容れられず斷乎として周を去るの卓絶なる操行に至ては吾人の正しく學ぶ

へき所なるを信す、孟子曰く聞伯夷之風者頑夫廉懦夫有立志と、先哲孟軻既に之を言ふ矣そ吾人の暇々を須んや、

伯夷叔齊の操行は是れ正しく司獄官吏の規箴とし準繩とするの一にあらすや、司獄官吏にして這般

の操行なくんは所謂聖職たる司獄の目的を達する能はざるへし、吾人は伯夷叔齊の志操の極めて美なるを評賛す、然れども人生の大義よりせば之れ

唯普通のみ、堅固なる志行は寧ろ人生の常にして特更らに卓絶の志行として云々すへきものにあら

す、堅固なる志行即ち猛志硬行とは如何なる者ぞ、唯之れ正を陥んで恐れざるにあり自信を貫くにあ

り、覆言すれば是と信したるものは之を貫かすんは止まざるにあり、滔々たる天下正義の犠牲とな

り正義の標柱となりて有終の美を濟すもの甚だ鮮し、薄志弱行詭辨を弄し詭譎之れ事とし、阿附佞從以て一時を苟偷し、朝に硬なるが如く夕に軟となり、志操變轉殆んど摸捉すへからざるは、天下の大半を舉げて殆んど然りと言はざるへからざる如きは、現時の大勢にして吾人の痛歎大息に堪へざる所なり、人は言ふ、世運の進歩に伴ひて人の志操は徳薄に趨くと、吾人は之を以て眞に進歩せる社會の現象と認むへからざるを知る、而かも之か非を辯するの好材料を見出すに苦む、猛志硬行は自然法上の大綱にして又人の依て以て終を全ふするの準繩なり、彼の齊轉滑脱以て一時を彌縫し外觀の美を呈するもの、如きは、固より世道の一變調にして其終局を保つ能はざるものと云はざるへからず、

其義は没すへからず動すへからず、總ての事物總ての行動に於て終局の美を濟すは猛硬の志行にあ

らすんは能はず、故に正義なりと信し之を貫くの志行猛硬なりとせば幾多の危難險礙固より恐るゝに足らず、舟師か技を練るは北海の猛浪怒濤南海の颶風旋颯にあらすや、成功は勤勉の結果にして佚樂は勞苦の結果なり、而して猛硬の志行は果して何物に胚胎するか、之れ吾人の言を毀やすまでもなく鞏固の思想にあるや明し、鞏固なる思想は鞏固なる希望を生じ、鞏固なる希望は鞏固なる行動を生ず、司獄官吏の職守は實に精神的の職守にして最も健全なる精神を以て之に當らざるへからざるは固より吾人の暇々するを要せざる所なり、鞏固なる思想と鞏固なる行動とは健全なる精神に依るにあらざれば能はず、司獄官吏の職守の目的物は、區々たる法規を以て律すへからざる精神的動作上に於ける罪因の改其感化にあり、知るべし

猛硬の志行を以て之に當るべからざるや、猛硬の志操なく其心は常に動き其体は甚だ軽く、恰も萍



の水に浮ぶか如く唯其員に備るに過ぎずして日月の經過を之れ事とするが如きものは、到底司獄官の實質的資格なきものと云はざるべからず、然れども猛硬の志行を要すと云ふが爲めに其志行徒らに頑強に流れて其極端に失するあらば、之れ亦目的を誤るの基たらざるべからず、凡そ世界萬般の事一得あれば一失あるは免るべからざるの數にして即ち文極れば柔弱となり武過ぐれば暴虐となる、之れ古今の歴史に徴して昭々乎たり、昔者強秦六國を併呑し萬世に帝たらんと欲せしも其制たる戒行を原とし教道に依らず、此に於てか劉氏の打撃に遭ふて遂に滅亡せしに非ずや、又希臘羅馬の未路文學隆盛を極め時時管絃より法律制度に至る迄一として完備せざるなく、屋宇輪奐市街整實に桃源樂園も之に過ぎずと想像せしむるが如くなりと云ふも、而かも國民漸を追ふて奢侈に陥り詐欺淫逸復た昔日の觀なく遂に北方蠻夷の侵略す

る所となるか如き、極端より極端に至るの好適例にあらざるや、司獄官吏は實に高潔なる理想に依れる高潔の品性を保ち、鞏固なる思想に基せる鞏固の行動に於て始めて監獄本然の目的を達するの資格ある人たりと謂ふべし、司獄官吏も亦衣食せざるべからざる人たれば、衣食に必要な給養なかるべからず、然れども這は之れ刑種の問題として、司獄官吏は須らく這般の理想に基て其職に在らざるべからず強秦六國を併呑し萬世に帝たらんと欲せしも其制たる戒行を原とし教道に依らず、此に於てか劉氏の打撃に遭ふて遂に滅亡せしに非ずや、又希臘羅馬の未路文學隆盛を極め時時管絃より法律制度に至る迄一として完備せざるなく、屋宇輪奐市街整實に桃源樂園も之に過ぎずと想像せしむるが如くなりと云ふも、而かも國民漸を追ふて奢侈に陥り詐欺淫逸復た昔日の觀なく遂に北方蠻夷の侵略す

論なく、須らく自ら重んじ其理想を高尙にせざるべからず、吾人をして直言せしめは、司獄官吏の十中八九は始めより司獄の職を以て天職とするの心掛を以て其職に任したるにあらす、所謂餘蘊なくして此處に入りたるものにして、一時の腰掛踏臺ならすんは、隱遁籠居の巢窟たらしめんとせるも然なりと言はんとす、而して司獄の職は斯る性質のものにあらざるを以て、遂に心機一轉更らに其大本に向て心神を鍛練するか若くは更任せざるべからざる爲め漸次變化を來したるものなるべし、吾人は敢て此等の來歴を云々せず、唯夫れ既に職に司獄に當りたる以上は、熱心摯實監獄の改良發達を以て任し高尙たる理想を基礎として其心神を發展し其行動を進めざるべからず、現下の急務としては司獄官吏は宜しく自ら重んじ其理想を高尙にするを要す、而して百尺竿頭一步を進めて其行動を慎重にし、其理想に合致せしめ、塞々々

なくんは庶幾は其期圖する所に達するを得んか、

### ○監獄改良と監獄統計の

#### 關係を論ず

三 井 久 陽

監獄の改良には二個の意義ありて一は廣義を意味し他の一は狹義を意味す狹義的監獄改良にありては監獄行政諸般の事たる監獄の建築方法より在監人の所遇、管理の方法、管理者の撰擇及び養成の手段、機關の設置、帳簿の組織等に至るまでのことを攷究改良するを云ひ廣義的監獄改良とは各種千差万別なる犯罪の因て起るところを研究し己に現はれたる犯罪人を感化保護して之を良民に移し又た將來現はれんとする犯罪を豫防して之に良民たるの地位を保たしむる方法を完全ならしむるを云ふ監獄改良なる此の重大なる事業を行ふに當りて其最も重き責任を以て力を致すべきは監獄統計

論なく、須らく自ら重んじ其理想を高尙にせざるべからず、吾人をして直言せしめは、司獄官吏の十中八九は始めより司獄の職を以て天職とするの心掛を以て其職に任したるにあらす、所謂餘蘊なくして此處に入りたるものにして、一時の腰掛踏臺ならすんは、隱遁籠居の巢窟たらしめんとせるも然なりと言はんとす、而して司獄の職は斯る性質のものにあらざるを以て、遂に心機一轉更らに其大本に向て心神を鍛練するか若くは更任せざるべからざる爲め漸次變化を來したるものなるべし、吾人は敢て此等の來歴を云々せず、唯夫れ既に職に司獄に當りたる以上は、熱心摯實監獄の改良發達を以て任し高尙たる理想を基礎として其心神を發展し其行動を進めざるべからず、現下の急務としては司獄官吏は宜しく自ら重んじ其理想を高尙にするを要す、而して百尺竿頭一步を進めて其行動を慎重にし、其理想に合致せしめ、塞々々

の負擔すべきものたることは素より論を俟たざる所なりと雖も、竊て監獄統計の現在及已往を觀察すれば果して能くこの重任を完ふするの望みありや否を斷定すること能はざるを歎かすんばあらざるなり

我邦統計學の先覺者たる我師杉亭二翁嘗て歎て曰く我邦人は數字の觀察力甚た乏しと然り數字の觀察力乏しきに伴ひては統計的數字の組織力にも亦甚た乏しきを覺ゆるなり然れども空理空論の容るへからざる今日に至りては統計の必要益々相起り朝野の事業細大となく數字の力に假りて以て之を説明し之を論究するにより従て統計の調査統計書の出版は汗牛充棟管ならず我か監獄統計のことも主務省は監獄報告例を改め又た特に統計課を設けて機關を備へ各府縣監獄は各自に統計書を出版して之を公頒するに至り而して其事實を正確ならしむるの方法としては來三十四年一月より統計小

票と稱する單名式の統計材料を設くること、なれば如き統計其事業の上より之を觀れば無論幾分の進歩にして杉翁の歎聲に幾分減退する機運に遭つて感ずべしとするも進んで其成立したる統計の結果を觀れば監獄改良を最大目的としたる組織なりとは揚言すること能はざるなり今日までに

顯はれたる中央統計局の統計年鑑内務省の國勢一斑府縣統計書の類は大体同一のものにして異様別式の事實全く之れなく府縣監獄統計表は稍々前三者よりも細式の統計を描くと雖も概して之を觀察すれば監獄行政の參考を目的として毫もモライル、スタチスチック的ならず又た客年以來改めたる監獄報告例の様式に就て之を見るも只表の頁數を著しく増加して分類を細かになしたるまでに止まり尙専ら其目的行政上の參考に資するに過ぎざるものゝ如しかかるゆゑに狹義的監獄改良上に於ては或る點にまで監獄統計の責を負はしむること

を得へしと雖も廣義的監獄改良上にありては殆んど全く監獄統計は無責任の地位に存し因て以て爲めに得る所のもの頗る乏しと云ふを憚からざるなり今一二の例を擧げ概括して監獄改良の一大事業を完成するに監獄統計の不完全なりと認むるものは罪質の區分方宜しきを得ざるもの其一なり罪質の區分は種々なる關係の調査に最も重大なる勢力を有するものなるにも拘はらず今日行はるゝところのものは總て刑法の章節を其儘使用して毫も心理的罪狀を詳にせず例之謀殺犯の如き怨恨に因るあり財産の横領を遂げんとするに因るあり生育の義務を果すこと能はざるに因るあり又た放火犯の如きも亦怨恨に因り財産を盜取せんとするに因るか如き類の調査は未だ曾て之を我邦監獄統計に公にせられたることなし刑法の章節なるものは無論刑法自身の必要を以て區別したるものにして監獄統計とは全く目的を異にせること固より明か

なるどころなれば監獄統計にありては監獄統計自身の需用によりて之を類別せざるへからざるものとす又た犯罪手段の調査の行はれることの如き其二なり例之竊盜犯にありて之を云へば深夜兇器を携へて家宅に侵入し財産を竊取するものあり偶々他人の家に至り同前の物品を拾ふか如く竊取するものあり彼此の輕重は刑法之を認めて刑罰を輕重するも監獄統計にありては少しも之を別つどころなくして之れ唯彼此共に竊盜一人として表上に現はるゝに過ぎず其他刑法章節の罪別に就て之れを觀れば其區分は監獄統計の需用を充たすもの甚た甚し又た其關係事項たる年齢の如き職業の如き教育の如き宗教の如き生育の如き等の區分亦た満足すべきもの甚だ甚し右の如き不充なる統計にありては假想の事實を顯はすのみにして真正の事實を探討するには適せざること讀者を俟たずして明かなり歐洲諸國にありても此等道義統計に屬す

るものは他の統計よりも最も後れて發達したるに  
より未だ何れの國に於ても充分なる調査を得るに  
至らず殊に其複雑なるとも他の統計の如くならさ  
るにより調査上の困難又大に之れありと雖ども  
苟も監獄改良を絶叫するものは俱に亦た監獄統計  
の改良を絶叫することを忘るへからす真に是れ唇  
齒管ならざる關係を保てるどころのものなり所感  
禁する能はざるものあり敢て之を同志に質す諸氏  
以て如何となす

### ○在監人行狀調査及賞譽

#### 規程中の改正に就て

今般司法省訓令第五號を以て在監人行狀調査規程  
の一部分に就て改正を加へられたり、改正の要旨  
は大體に於て吾人の希望する所にして典獄協議會  
に於て曾て建議せし事項に係るを以て蓋し當局者  
も亦之を是認すべきや明かなり然れども我輩をし

て眞に行狀調査規程に就て謂はしめば寧ろ全然之  
を廢止するに至らむことを希望するものなり、在  
監人行狀の觀察方法並に賞譽方法の如きは遇因の  
關鍵要義にして個人的關係を省察すへき典獄はま  
た宜しく自己の職權に基き隨意に賞譽をも爲し得  
せしめざる可からず一定の期間を設けて賞譽を行  
ふか如きは却て形式に涉り易く期間經過後は著し  
き不品行なき以上は悉く之を賞するに至るべく個  
人的行狀の如きは敢て深く問ふを要せざるに至る  
べきなり是を以て理想としては典獄の責任に重き  
を置き賞罰の事項一に其職權に任せしむるを可と  
す然れども今日直ちに之を施行するは我輩と雖も  
策の當を得たるものに非ざるを信ず、是れ決して  
典獄の明を疑ふに非ず、監獄組織の上に就て之を  
斷行するの餘地を存せざればなり一監獄既に千人  
以上の囚人を拘禁す、如何に明典獄なりと雖も各  
個人の行狀を觀察鑑識すること到底不能に屬する

ことゝす、從て濫賞に失せず刑罰と權衡を保たし  
め各監獄の公平を期せしめんが爲めには今日の行  
狀調査規程こそ必要なるべし、また此の必要ある  
が爲めに該規程を見るに至りたるものと信ず、將  
來監獄制度の改善に伴ひ、典獄の經驗愈々益々加  
はるに從ひ斯の如き一律の下に賞譽を行ふの制度  
は廢止するに至るべきを信ず、縱令此の如き規  
定なしとするも其の間自から規律の存するものあ  
りて濫賞に涉るなきの程度に至らんこと今より予  
の希望する所にして又早晚必ず茲に出てざる可か  
らざるなり、今回の改正は則ち此趣旨を擴充した  
るものにして監獄に於ては從來よりも其取扱方に  
就て便利を感ずると同時に亦多少の弊を生じ易き  
を以て此點に就ては自から警むる所なかる可から  
ず、請ふ左に改正の要旨を説明せむ

第三條 初狀の囚人 情狀惘諒すべき者にして行  
狀の善良なるときは第一條第一號に該當する  
者は第二期まで同第二號第三號に該當する者  
は第三期までの調査期を各二分の一に短縮す  
ることを得  
前項に依り調査期を短縮したるときは其殘餘  
日數は第一條第一號に該當する者に對しては  
第三期に同第二號第三號に該當する者に對し  
ては第四期に算入す  
以上の第二項は今回の追加に係るものにして其の  
短縮の効果を以て各調査期に及ぼさしめんと欲す  
るに在り例へば刑罰四年の者に對して本條に依り  
調査期を二分の一に短縮するときは第一期は六ヶ  
月と爲り第二期、第三期は四ヶ月と爲り第四期は  
貳拾貳ヶ月と爲るが如し、故に通常の第一期は一  
年なるも短縮の場合には六ヶ月と爲り殘餘の六ヶ  
月は賞表一個の優遇を爲すは勿論なるも改正前の  
法文より解すれば第二期は第一期の一年後なるを  
以て一年經過の後當然第二期の開始したる後四ヶ



月を經過し始めて之を半減することを得べく從て  
賞表一個の優遇は第一期の殘餘日數六ヶ月と第二期  
の開始日數四ヶ月間を經過し始めて賞表を與ふ  
ることを得べきなり、然るに今回は之を改正し六  
ヶ月經過の後賞表を與へ其後四ヶ月經過したると  
きは再び賞表を與ふることを得べく最後に及んで  
殘餘日數を第三期に繰り入るゝの制なり、勿論改  
正以前と雖も此趣旨に外ならざるべしと雖も唯法  
文の不備なるが故に以上の解釋の起りたる所以な  
りとす今回は典獄の希望を納れ斷然改正せられた  
るなり

茲に疑問とすべきは本規程第一條第一號に該當す  
る囚人に對しては其の殘餘日數は第三期に算入す  
るものと爲すを以て賞表三個を得んとするときは  
其殘餘日數と且普通の第三期に當る日數とを經過  
するに非ざれば之を得る能はざるなり、既に刑期  
三年未滿の者に對して賞表三個を與ふることを得

るの制度を開き、勿論局長通牒の趣旨に依り此の  
種類の者は甚だ寡少なるべしと雖も行狀方正の故  
を以て第一期第二期は半減し得らるゝ位なるに獨  
り第三期に至ては却て普通の者より長期間經過す  
るに非ざれば賞表三個を得ること能はざるは刑期  
三年以上の者に對する權衡と謂ひ若くは三年未滿  
の者にして本條を適用せざる者に對する權衡と謂  
ひ、何れより見るも其の當を得ざるものたるや疑  
を容れず、是れまた改正條文の一缺點なるべき  
か

第八條 賞譽は一期間中獄則を遵守し作業に勵

精し且眞心改悛の狀顯はれ他囚の龜鑑となる

べき行爲ある者に對し第一第二及第三の各勲  
查期經過後に一回づゝ之を行ふべし

若し第三期經過後賞表三個未滿の者にして前  
項に該當する行爲あるときは次の勲查期に於  
て遞次三回までは賞與することを得

賞表を稱奪したるときは云々(以下略す)

本條第一項の改正に依り刑期三年の者も尙賞表三  
個を受くることを得べきは明らかなれども、法文  
中各勲查期經過後とあるを以て一見一時に賞表二  
個若くは三個を與ふることを得べきが如しと雖も  
此の精神に非ざることば當局者の豫め注意すべき  
點なりとす且舊規程法に比し勲查期經過後十日の  
二字を削れりと雖も此趣旨は成るべく當局者の固  
執せんことを求むるの精神なり其の範圍の擴充せ  
られたるを口實として濫りに行狀の調査を緩慢な  
らしめ囚人に不利を來すが如きことあらしむ可か  
らず此點は當局者の最も注意せられんことを希望  
するものなり

舊規程に於ては

若し賞譽すへき期に際し尙行狀觀察を必要と

し前項期限外に賞譽せしときは其賞譽の口よ

り更に一勲查期に當る日數を經過するに非ざ

れば再び賞譽することを得ず

の項ありしを今回は削除せられたるを以て從て賞  
譽したる後僅かに三四日間を過ぎ再び賞譽するこ  
とを得べきが如しと雖も、此趣旨も亦當局者の成  
るべく稱守せられんことを希望す、現時の監獄制  
度なる以上は少くとも此等の趣旨は尙存在せしめ  
て管束を加ふるの必要ありと信ず、若し夫れ予輩  
一己の希望よりすれば此の項は現存せしむるの必  
要あるべきを信ずと雖も削除せられたる以上は敢  
て彼此喋々の辯を費さるゝも當局者に於て此趣旨  
を以て取扱はれんこと吳々も希望に堪へざるな  
り

○明治三十三年九月末日全國在監人員表

△印ハ漏



警察	大	神	兵	長	新	崎	群	千	茨	栃	奈	總
三、〇六九	一、五二四	三、一九二	一、〇七三	一、九九〇	五九九	九六〇	一、〇八四	一、二五七	八一八	一、〇四六	七九五	五六五
七九八	一六一	六二四	一四八	二二五	三四六	一一六	一五	一五四	二二	七八	三八	
一〇	六	一三	九	二四	四	七	三	四	四	四	二	
九一	一四	五三	一四	六〇	一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
四	二	九	二	四	一	一	一	一	一	一	一	
三、九六八	一、七〇七	三、八九一	一、二四六	二、三〇三	九、四	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	
四、〇五三	一、五一五	三、六三四	一、二四一	二、一三〇	七、四一	一、二四五	一、二四五	一、二四五	一、二四五	一、二四五	一、二四五	
八五	一九二	二五七	一三二	七三	一四〇	一四	一四	一四	一四	一四	一四	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
八五	一九二	二五七	一三二	七三	一四〇	一四	一四	一四	一四	一四	一四	

愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	島	島	岡	廣	
一、一一〇	二、〇一八	九五四	四四七	六四二	九五六	一、三五六	七七八	一、一七三	四九四	三二七	七〇五	五九五	三三〇	三五五	三二八	四二二	六六一	一、一九四	一、三〇五
六二	二二四	五八	一四一	一三	六五	二八五	三九二	二二三	九二	一一二	六四	一四〇	一五	二六	六八	二九	六四	一一〇	一五二
三	九	三	二	三	三	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
二二	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、一九八	二、三三四	一、二一三	四九二	六九七	一、〇三〇	一、六六一	一、二〇八	一、四一五	五八九	四五〇	七八一	七四五	三三七	三八八	三九五	四五三	七三七	一、三二六	一、四九三
一、一八二	二、三三四	一、二一三	四九二	六九七	一、〇三〇	一、六六一	一、二〇八	一、四一五	五八九	四五〇	七八一	七四五	三三七	三八八	三九五	四五三	七三七	一、三二六	一、四九三
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一六	五九	一八一	一〇四	三五	一三	五三	一三三	一三八	一一	二九	四一	一八二	一五	一六	三一	一四一	七三	二四〇	七三

山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	北	東	宮	三	北	海	道	集
山	山	島	川	川	知	分	賀	本	崎	島	繩	道	道	集	集	池	池	道	道	道
口	歌	島	島	川	知	分	賀	本	崎	島	繩	道	道	集	集	池	池	道	道	道
八七三	五九九	七二六	七一一	九三一	八四三	一、五六五	五八四	三九八	八五九	三五六	五三七	二七九	一、〇〇一	一、一三一	六八七	一、四六四	八四四	七五四	九一八	
一二六	六四	六六	三九	九七	八四	二三八	八七	七八	一〇七	四三	七〇	一一	三三四							
一四	一	一	一	一	三	五	一	一	一	一	一	二								
二二	一三	一一	一一	一一	一	四九	一一	二	三〇	五	六	四	四	一	一	二	一	一	二	二
一、〇二六	六三〇	八〇七	七六三	九三一	一、〇四四	一、八六〇	六八九	四八三	九九六	四〇六	六一五	二九四	一、三八〇	一、一三一	六八八	一、四六六	八四四	七五四	九二〇	
八九七	五九九	七九七	九一八	九六一	一、〇四四	一、六一二	五九二	三八五	九一〇	四二二	六一一	二八六	一、四三四	一、一七七	八〇三	一、三九七	九四九	八九八	九二七	
一一九	三一	一一	一五五	三〇	二四	九七	九八	八六	一六	一六	四	八	五四	四六	一五	六九	一〇五	一四四	七	

今回濠洲ビクトリア國(英)麥普尼府の怠育見教育學校及感化院に於て作りたる昨年度中の同國貧民教育及慈善感化の一般状況に關する本年六月三十日附報告書を本省に寄贈し來りたり因て一覽するに先づ昨年中該部に於て取扱ひたる事件の統計表を掲載し次に其表の説明を爲し後ち宗教團體其他私立の養育院感化院等の概況を記載しあり

### ○怠育見教育學校及感化院報告書之要領

英領濠洲ビクトリア國

(千八百九十九年)



治	監	總	增
十	計	計	前
勝	勝	勝	月
六九一	三、二〇七	五〇、七七一	廿三年八月分
	四九、八九〇	六、九一八	前月ニ比シ
	八八一	一八	減
		一六八	
		一六一	
		七	
		七六三	
		七五八	
		二	
		九二	
		八七	
		五七、七九六	
		九一六	
		三、二〇九	
		三、四七八	
		七〇四	
		二六六	
		一、〇一〇	

見以て官公私立の養育院感化院等相互に密接の關係を有し殊に耶蘇教の漸業に大關係あることを知るを得るなり是等の養育院感化院中には或は兒童教練學校と稱するものあり或は教育所と云ふものあり又男子のみを收容するものあり女子のみを收容せしむるものあり其名稱其事業の範圍は種々異様なれども其目的は皆な一にして貧兒を教育するか惡習ある兒童を感化して善道に誘導するか既に在りて孰れにしても眞國民を作成するの主意に外ならず兒童の年齢性質行狀等の點より未だ嚴然たる感化院養育院等の名稱あるものに入るへからざる者を收容して懇切に世話し其稍や發育の陶化を待ちて感化院養育院の如き嚴密あるものに入らしむるの素養を作る教育所あり救世軍の在ベイスウオーター少年教育所耶蘇兄弟在キーロング少年教育所天主教の女子職業學校の如き則ち此目的の爲めに設立せられたるものなり是等の教育所は此報告



書を作りたる息育見教育學校及感化院養育院とも斯道に關し、常以氣脈を通し緩急相助くるの方針を執れるを以て該部又は私立の養育院等に於て一旦收容したる兒童に其部其院の養育法に適應せざるものあるときは之を前述の教育所に送りて一時其養育を委託することあり如斯く養育の委託に遇ひたる兒童は其教練成熟の後再び元の感化院養育院に復歸せしめらるゝなり即ち右教育所は養育院豫備校と設置せられし耳新しく感する養育法あり并は外宿養育法と稱するものなり此の法は養育院外又は感化院外に一定の地域を畫限し其地域内に住居して有兒に經驗ある者數十名を撰定し之に院内收容の育兒を託し相當の養育料を與へて其各家に同居せしめ養育を擔當せしむるなり今其育兒を託せらるる者を養親と稱し其家を指して養育所と云ふ是等の私家各戸に養育を託すへき兒童は如何なる種類のものなるやを問ふに其性行に因り院内に於て養育又は教練し難きものを右の養育所即ち私家各戸に分配して其養育を委任し或は院内の養育至難に非ざるも院内に置くよりも養育所に託する方却て好結果を生ずべき見込あるものを之に委任し

院に於て之か監督を爲し其生育大成を期するの法なり之を前記の養育院豫備校の如き教育所に比すれば其趣稍や相取たるか如き觀ありと雖教育所は養育院若くは感化院の監督を受くるものに非ず全く獨立にして規模稍や大なる團體制なり且同所は養育院の附屬たる前記養育所に託する兒童より尙ほ幼にして養育に最も勤勞を要するものを入れるを主眼とせるものなれども養育所は養育院感化院の監督に屬し年齢性行等の點に於て養育の難易院内の育兒と教育所の育兒との中間に在る者を託する個人の私家なり此れ我國に未だ曾て見ざる所の養育法なり此外兒童を其親屬故舊に預けるの法もあり以上各種の慈善機關は皆國家の博愛機關と相須て國益を裨補せること大なり左に掲載するものは昨年度中に官立息育見教育學校及感化院各部に於て取扱ひたる事件に關する表なり

息育見兒童感化院兒童	總計
千八百九十八年十二月三十一日現在	四九六
新入者	三九三
退去者	四五六
息育見養育部より移轉したる者	九六
感化院より移轉したる者	四九
合計	九七
退去者	一六
合計	二六
合計	三

脱走後復歸したる者 三 一四 一七  
 退 兒 計 五二〇 五〇六 五六六  
 此の部の館内役務及養育所より退きたる者左の如し  
 知事の命令に依り退きたる者 三〇 二 二四五  
 死亡したる者 一五 一 一  
 期間満了の者 一五 一 一  
 癲狂院に移轉したる者 一〇 一 二  
 息育見養育部に移轉したる者 一 三 三  
 感化院に移轉したる者 三 一 三  
 千八百九十九年度の脱走者にして復歸せざるもの 三 一 三  
 千八百九十九年度十一月三十一日現在 四九六 三六九 四九九  
 計 五三〇 五〇六 五六六  
 右表中息育見養育院及感化院に移轉したる育兒合計四九六五の内譯は左の如し  
 本部にて監督する間養育所に托して養育せしめたる育兒 三三三  
 本部にて監督する間感化學校に於て教育したる感化兒童 一九  
 本部にて監督する間養育院に於て養育せしめたる育兒 一三  
 本部にて監督する間勞役に就き自活したる息育見 七〇  
 本部にて監督する間勞役に就き自活したる感化兒童 二〇

本部にて監督する間扶助料を給せずして親屬に預けたる育兒 六九  
 本部にて監督する間扶助料を給せずして親屬に預けたる感化兒童 六〇  
 本部にて監督する間病院に入れたる息育見 七  
 本部にて監督する間親屬訪問中の息育見 七  
 右の外法律上の拘束を爲さずして國家の養育したる兒童二十四人ありたり  
 報告者の右表説明要領  
 人口表中入兒の部に新入息育兒九百二十八人どあるは前年度に於て非常に大數なりしに比すれば著しき減少なりと雖も前五ヶ年間の新入兒平均數を取りて之と對照するときは尙ほ三割九分餘の超過なり然れども本年即ち千九百年の初期五ヶ月間の模様を觀れば漸次減少するの傾向あるを以て前途益々好況なるへき望あり蓋しヒクトリヤ國は近年都鄙共に事業滋々隆盛に赴くを以て貧民の職業漸次増加し來れるに因り捨子を爲すもの大に減少するに至れりと云ふ  
 表中の死亡五十六人どあるは昨年度中の現在員總數の百分一強に該當せり年々死亡者の斯く減少するは其原因半は外宿養育法の効なり特に新入兒中一歳以下の兒童甚た多きを見れば外宿養育法が兒童の衛生に大効あること明なり昨年中一歳以下の

入見は百四十三人にして入見總數の百分の十五に該當せり此等は皆初め入院の際には極て不健康にてありしか入院後壯健となりたるもの多し又怠育兒教育學校及感化學校部にては近年或る場合には私生子の母と其子と俱に養育所に置き同所に於て其母をして其子を保育せしむるの法を試み居れるが是れも好結果を得へき望あり又報告者の説に依れば千八百九十七年度の報告書に於ては幼者死亡に關する重要な問題に付き詳論したる所ありしか今同幼者生命保護法改正法律案が議會を通過したるにより不口實施するべきを以て幼者の生命保護は舊時に比して一層鞏固になるべしとあり近年怠育兒教育學校及感化學校部の入見雇使の注又益々活潑なるを以て入見は概して相當の給金を受くることを得るに至りたれば一時非常に低落したる境を脱して舊時の盛況に復するの口蓋し遠に非ざるべし雇使中の兒童は極めて僅少なる員數を除くの外餘は皆な孰れも品行方正にして健康なり其儘少の不行狀者は前年の如く私立感化院の其れ是數に移し其心氣稍々輕るきものは教練學校に入れて數月間其心氣行狀を教練したりと云ふ

昨年度中怠育兒教育學校及感化學校部にては其監督の下に兒童を其兒童の親戚朋友中の特志者に預

けたるもの六百二十九人に及へり其中當人の不行狀或は刑滿人の不行狀に因り怠育兒教育學校及感化學校部の直轄に復したるもの數名ありたれども是等は皆より少數にして論ずるに足らず概して言へば好結果を收めたるなり昨年度中監獄より怠育兒教育學校及感化學校部の監督に屬する感化院に移轉したる兒童十六人ありたり前年度の十九人に比すれば三名の減少なり右移轉兒等は品行方正にして監獄の抑制を脱し惡習に遠かり衛生に適應する情狀の下に在るを快として深く謝し居れりと云ふ

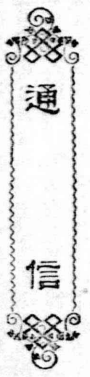
プロトリア國に於て目下官立怠育兒教育學校及感化學校部と相續ちて斯業に裨益を興ふる所の私立育兒院は其數甚だ多し今其重なるものを擧ぐればプロテスタント教立女子教練學校數ヶ所、救世軍アルビオン養育院、救世軍在ベイスウオター少年男兒教育所耶蘇兄弟在ギロソク少年男兒教育所天主教立在アボツツアールド女子職業學校、其他男子に關する私立感化院數ヶ所女子に關するプロテスタント教立感化院五ヶ所天主教立感化院一ヶ所あり右の内救世軍在ベイスウオター少年男兒教育所耶蘇兄弟在ギロソク少年男兒教育所及天主教立在アボツツアールド女子職業學校の如き

は前にも述べたるが如く養育院感化院等に入れるには年齢尙は幼にして養育教練に困難なるものを引請け世話する所なり

怠育兒教育學校及感化學校部の入見の父母にして養育料を該部に納付せんと欲するものは許可せらるるなり

婦人の組織する委員の報する所に據れば就役年齢に達せる兒童は近年職業を得るの困難漸次減少する傾にして特に農夫に適すべき兒童の如きは最も雇入多き狀況なりと云ふ

宗教各派の男女にして官私養育院感化院等を定時又は臨時に訪問して種々の物品を寄附するものありと云ふ



柏田新瀉縣知事長岡監

獄支署巡視狀況

長谷川喜一報

柏田縣知事には這回(十一月廿五日)吾長岡町に開

く古志郡農工産物品評會褒賞授與式に弊場の爲め來岡せられしものなるか此機會に於て特に長岡監獄支署に盡まれ監房工場等普く巡視せられ幼年囚及ひ未丁年囚就學場に抵らるゝや其實況を觀察せられ尋て嚴肅なる態度の裡に自ら一種の同情に堪えたるか如き温顔を以て淳々として左の通り評諭せられたり(中略)因に記す同君は巡視後余輩に對し遇囚上殊に未丁年者に對しては個人に感き仔細に鑑別し所謂寬嚴其宜きに従ひ適宜に感化教育の目的を達する事を努むへき旨注意せられ且つ其旅部に於て余輩の請ひを容れ下る如き大字を揮毫せらる「如保赤子心誠求之離不中不遠矣」語簡なりと雖も能く治獄の秘訣を言ひ盡くしたるの金言にして職に司獄にある者坐右の鏡として可なり

柏田知事訓諭概要

其方等の容貌を見るに孰れも立派なる体格を具へ未だ丁年にも達せざる大切なる時機なるに斯る場所に拘束せられ居るとは實に情けないことではないか

其方等の多數は窃盜罪にて此處に來たと云ふ事であるが是丈け立派の体を持ちながら窃盜杯をせなくとも何故正しき業に精を出さぬか度々來る者の眞似をしてはならぬぞ………其方等

が入監の爲めには親を泣かせ兄弟を辱かしめてあるぞ……然かるに其方等に對し監獄内に於て毎日就學せしめらるるは何故であるか唯だ本と讀み字を書くのみでは何んにもならぬ此御主旨は全く

天皇陛下の難有思召より出でたるものにして天皇陛下に於かせられては其方等は縱令一日罪を犯したにもせよ不憫な者である何とてかして正しき人間に復歸せしめたるの洪大なる御仁恤を垂れさせられ賜の如く監獄内に於ても或は就學せしめ或は教誨を施行せしめらるゝのである斯る難有御趣意なるが故に深く皇恩の忝なきを感泣すると同時に一日も早く改心して善良の民と爲り重ねて入監の身とならざる様心懸くることゝが肝要である今日巡視に際し特に是丈の事を訓諭し置く云々

### ○群馬縣免囚保護の一斑

前橋 盤井 宗成 報

茲に前橋市大字天川村高臺と云ふ所に橋本園太なる人あり舊前橋藩士にして過る明治廿五年の交始めて市制を施行せし當時は被擧て市會議員となり

動の色ありき、此日氏が美舉に同情を表し參會したるは辯護士伊東昌春上州新報社長高橋彌之助紳商深澤利重其外數名なりき

此日福鎌檢事正杉野典獄は金若干を橋本氏保護事業の贊助として寄贈せられたり

橋本氏曰く自ふたる兄に諺瀨を教へらるゝとの謠あり私も免囚被保人の爲に不圖慈善の道に歩武を進むるを得たるは職務の餘徳と昭代の皇恩とを深く感喜する所なり云々と語りたりき

橋本氏今日までの保護者は重にも未丁幼年懲治人にてありしも今後は出來得る限り大人をも保護する積なりとぞ、今其今日まで保護人の待遇の一斑を記せんに頗る妙手と可謂彼等乍ら能く懼れ親み其狀恰も眞の親子の如くなるには感服の外なし氏自身が監獄勤務中に監人に能く注目し此囚人はと見込を附けし者或は教誨師より見込を明て保護を申込む時は之を自家に連れ行き男子なれば其夜より自分と臥床を同ふし所謂懐抱をすること數日如此して其性質及舉動を観察し而後彼等將來の希望を聞きも及論しもして自家に居らしむるもあり又他家へ被逐に遣るもありて眞の家庭制家族制を取りて其方針とせり、被保人等は常に橋本氏夫婦を呼ぶに阿安様阿母様を以てせり故に其親み

又家業は農業を營み相應の田畑をも所有し且義識の道に精通せる人なり其後感ずる所ありて市會議員を辭し群馬縣看守を奉職し現に其職を精勵しつゝあり此人敢て善者と云ふに非ず又宗教家と云ふに非ざるも頗る慈善心の深き人にて去る明治三十年二月廿一日のことなりき本縣懲治場に兄(十四)弟(十一)の兄弟二人を監せしが恰も此日満期出場に付其出場後の方向如何を問ふに寒天なるに纏ふべき衣類もなく食に充つべき金錢もなく且つ頼るべき父母親族もなく時涙に袖を濕したるを見て差るに同情を表し直に此二兄を自家に伴ひ歸り數月の間厚く保護を加へ其後前橋市大字細ヶ澤間に氏の親戚に鐵業職を營む中村善五と云ふ人に此二人を年期奉公に入れしに二人共大に勉勵謹愼頗る好成績を得て今は相應に鐵業細工にも出來得る様になりたり是れ橋本氏が免囚保護の手續にてありき

爾後現任杉野典獄及教誨師並に同僚者看守の贊助を得て遂に廿四人の免囚を引受け保護するに此内三人逃亡せしのみにて他は皆好成績にて現に各自正業に従事しつゝあり、去月廿三日秋季皇靈祭の佳辰を以て各地に散在し居る被保人廿壹名を自宅に召集し談話會を開き福鎌檢事正杉野典獄磐井教誨師を請して各一席つゝの講話をなしたるに皆感

迎も他人とは見へざるなり又食物も氏夫婦と彼等と同時に同食して更らに隔てなし氏が非番休暇に當れば野外出浦に耕耘を爲て彼等に鐵鋤の運用法を教ゆる杯實に懇切周到感するの外なし現今氏が家に寄宿せる被保人は幼年四人大人二人なり以上

#### 前橋慈善會感化部近況

本會は同市大字向町曹洞宗橋林寺住職増田默童氏の主催にて同市各寺院住職信徒及び市内篤志家名望家の贊助を以て去る明治廿三年の創立にて其最初は貧民救助施療等を目的とせしが其後會員の推擧にて福鎌檢事正を會長に戴きしより會務着々改良進歩し遂に感化部を設置し不其少年の感化をなす事となり増田默童氏専ら感化の任に當り本縣監獄懲治幼年満期放免の者を入會せしむる事に付ては會員杉野典獄并に教誨師等幹能盡力して既に五人の放免囚幼年を入會せしめしに此内二人は逃亡せしも三人は良好の成績にて現に感化を受けつゝあり猶將來は社會の恐少年を入會せしめ感化の實効を奏せんものと計畫しつゝあり

因に記す免囚被保人等の實際に立入見聞するに未丁幼年等が大に嫌忌するは何々免囚保護會社とか又は何々慈善會とか云ふ看板の下に保護を受くるを嫌忌するは實際なり是れ橋本氏の方



針家族的にて無看板の處彼等の親む有様なり依て茲に附記して斯道熱心の大家諸君の高見を開かんと欲す幸に高教を賜らば幸甚

### ○十勝分監茶話會記事

井元傳十郎報

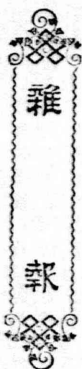
監獄協會十勝分監茶話會は十一月十一日を下して十勝分監看守教習所樓上に開かれたり、此日細雨霏々冷氣頗る人に迫るに拘はらず熱心なる會員は正午より陸續樓上に參集し其數無慮百數十名上は分監長より書記看守長看守に至り整然と一設けの席に列なり、午後一時の鳴鐘を合圖に開會の式は舉げられつ、總員起立と共に岡野分監長は地方部長の資格にて徐ろに演臺に進み莊重なる口調にて刑罰示す所の開會の辭を述べられ終つて規則案數條を朗讀せられしに滿場異議なく之を可決し爾後毎月第二日曜を定日となすことに決定せり次で中川二課長、諏訪監獄醫、安藤教誨師等の談話及希望等あり、了つて休憩及喫茶に移り尙二三の質問及其他の談話等續出し會衆餘光を惜しむと雖へども時既に五時に近づくを以て茲に本日の開會を告げたり(演舌筆記略す)

### ○空知分監第七回茶話會

四六居士報

十月二十七日を以て茶話會を開く會するもの百有餘名第一席吉野氏監獄學とは廣き意味の教育學なりと云ふ前提を置き普通教育の智徳体三大區別より進て其樞務に當る司獄官たるもの平素處女の如く柔和なるも非常の前には猛烈起ちて死に當るの覺悟あるは勿論膽大の人となりて其平生を護る處なくんばならずと論じ第二田代氏は裁判は公行し行刑は秘行すべきものなるも監獄思想を世人に知悉せしむる方法又講せざるべからずと説き其唯一の方法としては監獄統計の完全を期せざるべからずと詳論したり  
次ぎは討論現行監獄則第十一條監房別異は罪責年齡を以て區別するの規定なるも之を囚人の性質に従ひて嚴に監房を區別する事とせば其利害如何と云ふ點に就き堀内會頭より左の説明を與へられたり曰く我監獄則の規定する處は罪責年齢犯數等に從ふの制なるも實際上其効果の薄きを感ず如何と云ふれば同一の罪質のもの雖も其犯罪の原由及犯罪者の平素の性質等に於ては決して同一のものに

非らず隨て其異性質のものを同房せしむる時は互に惡術を交換し比較的善良なるものも全く老獃奸惡なる習慣の犯罪種族に誘惑せられ遂に純然たる惡漢と化し去らるゝの憂ありと云ふは斯道家の唱道する處なり之に反し個人的性質を明らかにし其種類に従て嚴に監房を別異する時は是等の諸弊を遮斷し併せて彼等の矯正上少からざる便益あるにあらざるか由來本問題は學者間何れも議論多き處なれば實務家たる吾人は一層の注意を以て研鑽すべきものなるを信じ此に討論題とはなせり諸子大に討究すべし云々(討論筆記略す)



### ○金子法相の監獄巡視

金子法相は客月十二日久保田監獄局長眞木事務官と共に鍛冶橋監獄署を視察せられたり尋て眞鴨監獄署をも視察せられ、其の獄政の比較的整頓なるを稱揚せられたりと謂ふ

### ○監獄内の小破は直に修繕するを要す

(監獄巡視者の談)

某巡視者の語る所に依れば近時監獄の廢頽甚しく到る所浴室檢場工場等の板床頽れ橋庇倒るゝの狀況あり、是れ全く地方稅時代に於て修繕費を惜みたるの結果、茲に至りしならむとは雖も監獄當局者に於ても亦成るべく速かに此等の小破修繕に着手するの注意あるべきは勿論に於て須臾も緩慢に付し去る可からず、一般普通の官廳内に在ては左まで答むべきこと、一一般普通の官廳内に在ては監獄内に在て自から此の如く緩慢に付し去り而して囚人に對し口には紀律の勵行を説くも彼等は心中私かに輕侮して謂はん、紀律の勵行謹んで之を聽く然れども請ふ自己の行爲に就て顧みよ、工場浴室檢場若くは倉庫の汚漬廢頽を、口紀律を説くは易しと雖も之を行ふ頗る至難なるものありと此の如き言は必ず彼等の腦中に浮ぶ難なるべく茲に於てか千言萬語を費して彼等に紀律的生活を營ましめんとするの妄想は遂に破られたるものと謂ふべきなり殊に當局者は此點に就て一層の注意あらんことを望むと謂へり

# ○小票並に統計表記入の

## 心得

(正確を期する方法)

犯罪事件並に嗜酒の如何等は何人も之を公言するを憚るものにして、之を正面より尋ぬるときは殆んど真相を得がたき事實あるは免かれざる所なり、今夫れ吾人に向て酒を嗜むやとの問を發するものあらば如何に大酒家と雖も之に答へて曰はん少々は飲み得べしと、既に酒すら此の如し現んや犯罪事件をや之を隠蔽するは人情の然らしむる所にして一面より之を見れば公言取て憚らざる所なき者より多少憚む可き點なきに非ず統計主任者は此弱點を能く察し世人の公言するを憚かる事項に對しては正面より訊問せず婉曲に問を試み自から其の真相を得んことを努むべきなり例へば嗜酒の如何を知らんと欲せば先づ酒を飲みたる後は如何なる心持なるやとの問を發し之に答ふる者の言に就て嗜酒の如何を知り得べき等の如し統計主任者は此邊の注意あるに非ずんば檢舉したる事項は悉く誤謬に陥るべきや必せり此邊の心掛こそ肝要なるべし

# ○作業受負契約保證人に

## 就て

(本省に於ても詮議ありと謂ふ)

前號に於て監獄作業受負契約の保證金は之を徵收するも保管の方法なきを以て已むを得ず保證人を立てしむること省議決定の上監獄局長より通牒せられし次第を述べ置きたしが、本省に於ても此方は誠に今日の所に於ては止むを得ざるの措置なりと雖も事實入證よりも現金證の方安全なるが故に單に入證のみに依らしむるは將來危険の虞ありと兩者共に併用し得る方法にせんとて昨今専ら詮議中なりと謂ふ

# ○未丁年囚及懲治人の教

## 育に就て

(職業教育)

未丁年囚及懲治人の教育は從來主として學術のみに重きを置きたりしが、某監獄の實行する所に依れば其の内一時間割きて現に未丁年囚及懲治人の採りつゝある業務に對し授業手をして講話せしめたりしに其成績非常に良好なるものなりと謂ふ

此邊の注意は各典獄に於てあらまほしきことにこそ

# ○逃走囚の増加及び其の

## 原因

本年夏頃より以來一般に逃走囚の増加したるもの如し、此點は次號に於て精はしく統計表を指示すべけれど今其の逃走に至らしめたる原因を聞くに多くは木竹片を得て之を板壁に立掛け超越したるものに歸するか如し而して其の木竹片は例へば物置に置きしものどか或は房外便所掃除口の板どか若くは物置の庇に備へし竹櫛の如き者を利用したるなり、監獄内に在ては總へて此等の木竹片の建物以外に在るものは鎖鑰を付し容易に利用すること能はざらしめ且房外便所の板若くは排水孔の蓋板樋管等の如きは最も注意して容易に取外すべしと能はざらしむべきは勿論なり即ち逃走の原因を爲したるものは畢竟此等の戒護官吏の重大なる疎忽ありしに依ると謂ふ

# 法案巡查看守俸給令改 正案に就て

(閣議へ提出議)

以上三案は豫て報道したるが如く本省に於ても詮議の上閣議へ提出し置きたりしが内閣交渉の爲め一先本省へ引戻し再議を煩はし此程再び閣議へ提出したりと謂ふ夫れ故看守俸給令の改正即ち看守部長に振擧する者は遞次月俸貳拾圓迄増給することを得るの件は今日迄遷延せられたる次第なりと謂ふ

# ○雇員俸給支給規則及旅

## 費規則の改正

國庫支辨と爲りたる今日に於ては先づ各監獄署の雇員俸給支給方を一定するの必要を感じ且其の旅費額の如きも授業手は或府縣に於ては明治三十年十月内務省令第二十七號警察官吏其他内國旅費概則第三條の甲號表を適用するあり又は其の乙號表を適用するありて區々一定ならず此等も亦是非改正を要すべきものとして昨今詮議中なりと謂ふ

# ○巡查看守恩給法及警察 留置場拘禁者費用支辨

### ○本年間典獄會議議決事項の詮議に就て

前項の雇員俸給支給規則若くは旅費規則の一定は典獄協議會の希望事項にして此他尙内務省の典獄協議若くは京都北海道大分の協議會に於て議決したる事項尠ならず、事の司法省の措置に屬するものは過般來監獄局に於て調査中なりしが本年中に於て其の局を結ばんとて昨今何れも匆忙を極め居れりと謂ふ

### ○分房囚の服役時間伸長

概して現行の監獄則施行細則規定の服役時間は土地に依りては短少に過ぐるもの、如し殊に分房囚に在ては雜居囚に比し工場の掃除身体搜檢點檢等に時間を費すこと尠なきを以て比較的長時間服役せしむるも差支なかるべし若し感同ふせば主務大臣へ伺出でられ認可を得て作業時間を伸長する可宜しきを得たるものと謂ふべきなり而して此等の普通規定外の場合に於ける工錢は無論科程外工錢を支給すべきものなりと謂ふ

### ○囚人の移送方に就て

囚人の移送方は從來繁雜に涉り伺指令を以て定むるあり或は調令を以て定むるありて多岐に涉り一見如何なる場合に就て移送すべきやを判明する能はず加ふるに國庫支辨となりたる今日に於ては囚人の移送は成るべく見合はずべきこと宜に以て經費の省略のみならず、行刑の趣旨に適合したるものとす依て主務省に於ては左の調令を發せらるゝに至りたる次第なりと謂ふ

一 北海道集治監の拘禁囚にして満期前放免の爲め内地集治監へ移送すべきものは各囚出獄後の居住地に最近の内地集治監へ移送すべし但居住地定まらざる時は原籍地最近の内地集治監へ若し原籍地知れざる時は刑を言渡したる裁判所々在地最近の内地集治監へ移送すべし

二 集治監の拘禁囚にして満期後地方監獄に於て執行すべき餘刑ある者又は減刑等に因り地方監獄に於て執行を受くべきものは前號の規定に準して地方監獄へ移送すべし

三 他廳府縣の監獄より移送せられたる上訴中の刑事被告人にして其判決確定したるものに對し控訴院所在地の監獄に於て送還の必要を認めたる

るときは直に其旨を原廳府縣に通知すべし此通知を受けたる原廳府縣は速かに引取方取計ふべし但便宜控訴院所在地の監獄より押送するも妨なし

四 甲地監獄の拘禁囚にして餘罪に付裁判を受くる爲め乙地の監獄へ移送せられたる者は其裁判の結果如何に拘けらざ之を甲地の監獄に送還せず乙地の監獄に於て拘禁執行すべし但集治監に收禁すべき場合并に第三號に該當する場合は此限にあらざ

### ○小河監獄事務官の歸朝

期 (多分本月廿日前後ならむ)

小河事務官よりの最近の通報に依れば多分先月下旬頃獨國伯林府を出發すべき筈なれば本月十日前後には香港若くは上海に寄航し歸京の期は大凡そ二十日前後なるべしと謂ふ

### ○監獄局長の巡閱

久保田監獄局長は埼玉群馬千葉神奈川茨城の五縣へ監獄巡閱として近日用務の閑を得るに従ひ出張せらるゝ等なりと謂ふ既に埼玉へは去月二十八日馬橋本強造氏を隨へ巡視せられたり其の他は何れ

も巡視の日未定よりと因みに記す右隨行者は群馬へは屬進藤正直氏、千葉へは屬二宮榮熊氏、神奈川へは屬吉田清直氏、茨城へは屬松本一次氏なりと

### ○監獄局員の動靜

上田司法屬 は平野司法省參事官に隨行し岐阜、富山、安濃津地方裁判所管内巡視の爲め出張中の處本月一日歸京

和田司法屬 は統計事務視察として關西地方へ出張中の處本月三日歸京

### ○典獄交迭

本月五日栃木縣典獄佐藤光二氏は山梨縣へ山梨縣典獄宇田徳正氏は栃木縣へ轉任せられたり



○思ふまゝ

碧川

○何事にせよ鞏固なる思想を以てせなければ、其



終を全ふすることの出来ぬのは言ふまでもないが、とりわけ監獄事業は鞏固なる思想を以て當らなければ其目的を達することが出来ぬことは、我々が毎度ながら言ふて居る所である。兎角世間に賄甲斐のなき風評の聞ゆる其根本をたゞせば、多くは鞏固なる思想を以て當て居らぬからである。由來監獄事業は社會に藐視されて居るから、動もす腦より、此鞏固なる思想の消へてしまふことがあつても知れぬ、而して之れが實に人の弱點である、けれども此弱點を抑ゆるのが價値の存する所である、即ち監獄改良と如何と云ふことを貫くには、鞏固なる思想を持つところが最も必要である、

○人には自ら本領が無くてはならぬものである、其本領を没して徒に八方を飾らんとするときは、失敗は此處より沸き来るものである、即ち人に自重心がなくてはならぬと云ふは、矢張り之に原因するものである、監獄界に身を置くものは此點に大に注意すべきことである、

○監獄醫の職務は、言ふまでもなく醫治衛生の二點にあるが、醫治のみが其職務なるが如き傾きありて、餘り一般の衛生と云ふことには心を注かれ

ない様のことばかりもせぬことであらふけれども、或は其注意の度合の厚薄よりして、多少一方に傾くが如き状態に見ゆる様のあるかも知れぬが、我々は監獄衛生と云ふことに付ては、餘程厚き注意を要することであると思ふて居る、強ち谷村留置場問題の起りたるに付て言ふのはない、

○拘禁制度の確立並に改築の竣成に従て拘禁の分類も行はるゝに至らんか、兎に角現在の建物を利用して、是非速に適當の區域を以て幼年監獄（未成年者と成年者とを同一構内に拘禁するの不可なることは、言ふまでもないの）でありて、是れが分離を一日早ふすれば夫れだけ未成年者を教育する上に於て可なることである、吾人の希望する所は速に分離して普通教育と職業的教育をも併施したいのである、

○授業手は、受負業にありても、全然官の授業手となければ不都合である、受負人が選擇して典獄が採用する採と云ふ姑息の方法を取ても、肝腎の費用の出所が官でなく受負人である以上は何の役にも立たぬと思ふ、

### 雜俎

H. S.

○他の科學に付ては夫々專攻の目的を以て海外に留學生を派遣されてあるが、監獄學に付ては先づ無ひとて宜しい、監獄學も今日に於ては一の科學として認めらるゝ様になつて居ることなれば、他の學科に付て留學生を派遣すると同じく、之れが專攻の士を海外に派遣して斯學の發達を期したいものである、

○監獄の作業は、實質に於て充分活動の出来る仕組にせなければ、諸多の點に於て甚た不都合である、之れに付ては主務省に於ても調査計畫し居らるゝ由に聞けば、何れ其内に相當の方法が現はるゝであらふが、吾人の思ふ所ではどふしても官司業は特別會計にせねばなるまじと思ふ、

○監獄には元來各地方とも判任官の俸給の配當の割合に少いのと同じく、判任官以上の旅費の配當も割合に甚た少く、爲めに管内の支業や留置場の巡回も思ふ如くに出来ぬ様の起つてあるやに聞て居る、將來主務省より直接に之れを分割して配當されるは無論耳邊の心配も無用なる一けれども、若し從來の如く府縣全般の官吏の分に包括して配當されるゝことなれば、何とか其邊の區別を定め明示

して貰つたならば地方監獄吏人の爲めに仕合せてある、

○監獄に雇員を置かすして、雇員のする仕事は之れを看守に爲さしむる様にしたいと云ふことは、時々典獄會議の協議問題杯に上る様であるが中々行はれない、雇員を廢して之れを看守に換ゆれば、多少費用が餘計掛るかも知れぬけれども、事務の敏活、紀律の正確を保つ上に於て、裕に之れを償ひ得ること、思ふのである、故に速に看守の定員を相應に増加して、雇員の全廢を希望するのである、而して所謂内勤即ち事務に従事せしむる看守は、特別採用の途を開きて之を採用する様にしても差支なきことと思はる、

○今日の減食と云ふ懲罰は、殆んど或場合に於て効果の無ひことを感するのである、寧ろ却て自暴自棄に陥らしむるのである、そして又食を減すると云ふことは、人を遇する途に背くのである、減食罰の不可なることは一般に認むる所である、早晩適當の懲罰法に換へらるゝてあらふけれども不可なることを知りつゝ之に依ると云ふことは忍びないものである、何とか速に適當の懲罰を設けて施行することに致したい、懲罰法に付ては卑見もあれども此等は既に當局に於て充分調査せられあつて、別は別に言ふ必要もあらざるへしである、

吊慰金贈與ノ部

武井勝之助氏ハ奉職以來滿九年五ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 故廣島縣看守武井勝之助氏ハ奉職以來滿九年五ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第四項ニ依リ金九圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十三日 監獄協會々々頭 小林源之丞氏遺族

宮川忠次氏ハ奉職以來滿十二年十ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 故和歌山縣看守小林源之丞氏ハ奉職以來滿十二年十ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金九圓六十錢贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十四日 監獄協會々々頭 宮川忠次氏遺族

猪股飯一郎氏ハ奉職以來七年餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 故新潟縣看守宮川忠次氏ハ奉職以來滿十四年九ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金拾壹圓貳拾錢贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十四日 監獄協會々々頭 猪股飯一郎氏遺族

野村繁太郎氏ハ奉職以來十四年四ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 故山形縣看守猪股飯一郎氏ハ奉職以來七年餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第四項ニ依リ金七圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年十月九日 監獄協會々々頭 野村繁太郎氏遺族

鈴木玉縣看守 鈴木 信吉氏  
 故島根縣看守野村繁太郎氏ハ奉職以來十四年四ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ  
 其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金拾壹圓貳拾錢贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年十月九日 監獄協會々々頭 鈴木玉縣看守

慰勞金贈與ノ部

元新潟縣看守 小林 義郎氏  
 奉職拾年殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項  
 ニ該當スルモノト認メ金參圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十三日 監獄協會々々頭 元崎玉縣看守

元北海道集治監看守 小松 力衛氏  
 奉職拾年殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項  
 ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十三日 監獄協會々々頭 元北海道集治監看守

元岐阜縣監獄署 岡 安宅氏  
 奉職滿拾年三ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第  
 九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十三日 監獄協會々々頭 元岐阜縣監獄署

元石川縣看守 河島 亥六氏  
 奉職滿二十五年一ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本  
 會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十四日 監獄協會々々頭 元石川縣看守

元高知縣看守 長崎 楠馬氏  
 奉職滿廿二年一ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會  
 規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス  
 正三位勳二等 清浦 奎吾印  
 明治三十三年九月二十四日 監獄協會々々頭 元高知縣看守

奉職滿十五年五ヶ月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條

第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五拾錢贈與ス

明治三十三年九月二十四日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

奉職滿二十年九ヶ月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十三年十月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

奉職滿十三年四ヶ月殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓九拾錢贈與ス

明治三十三年十月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

在勤滿十六年八ヶ月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八拾錢贈與ス

明治三十三年十月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

奉職滿十六年一ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八拾錢贈與ス

明治三十三年十月十八日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

奉職滿十二年八ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓六拾錢贈與ス

明治三十三年十月十八日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

# 會 告

## ○維持會員入會報告 (監獄當局者外)

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
八月一日	維持會員		廣島控訴院檢事 長 檢事	一瀬 勇三郎君	廣島地方部長 田中 義達君
十月一日	同		商 辯 護 士	三 阪 繁 人君	同
十月一日	同		佐賀地方裁判所 長 判事	林 德太郎君	沖繩地方部長 浦原 徹一君
十月一日	同		佐賀地方裁判所 檢事 正 檢事	齋 藤 卓 次君	佐賀地方部長 清水 精四郎君
十一月二十四日	特別會員 取 扱	一時拾圓	辯 護 士	野々山 茂君	同
十一月二十四日	維持會員	同	大分縣會議長	中山 本太郎君	大分地方部長 小野 勇次郎君
十二月一日	同	同	大分縣警視 判事	水江 文次郎君	同
十二月一日	同	同	大分地方裁判所 判事	富屋 直太郎君	同
十二月一日	同	同	大分縣書記官	山口 忠太郎君	同
十二月一日	同	同	大分縣技師	川島 純 幹君	同
十二月一日	特別會員 取 扱	一時拾圓	大分地方裁判所 檢事	齊 藤 繁 樹君	同
十二月一日	特別會員 取 扱	一時拾圓	大分地方裁判所 檢事	高島 宜 明君	同



MAGAZINE  
OF THE  
PRISON SOCIETY OF JAPAN.  
No. XII. December, 1900.

VOL. XIII.  
CONTENTS.

Frontispiece :-

Illustrations of the Bertilon System.

Editorial :-

Farewell to the thirty-third year of Meiji.

Leading Articles :-

On the Prison System (to be concluded). Mr. Keigo Kioura  
The Revision of the Penal Code. (to be continued) .....

Prof. M. Touii.

Judicial Councillor, Mr. Naka-koji's Speech at the Kangoku  
Chawa-kwai- (to be concluded).....Prof- A. Okada's Speech  
on the Bertilon System.

The Abolition of Capital Punishment. Kosuke Tomeoka.

The Adaptation of the Indeterminate Sentence System. Haruka  
Hayasaki.

Our Idea as Prison officials. Otokichi Innami.

Practical Instruction. (to be continued) Segejiro Ogawa.

Miscellaneous :-

Certain Important Qualifications in Prison Officials. Seihō.

The Relation between Prison Reform and Prison Statistics.  
Kūyō Mitsui.

Revision of the Conduct Records and "Shioyō" manuals. The  
Editor.

Statistics of Prison Inmates at the end of September, the 33rd  
year of Meiji.

The work of Discharged Prisoners Aid So-  
cieties and Child-Saving.

Miscellaneous News :-

Association Notes :-

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Arakimachi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

The Association Notes.

明治三十三年十二月十五日

發行人兼編輯人  
印刷所  
東京市麴町區幸町一丁目五番地

惠監磯  
愛 獄 村 村  
協 免 政  
堂 會 貞 富

（東京原稿編輯十二月一日）